

目黒区児童館運営指針

目黒区学童保育クラブ保育指針

令和7年3月11日改定

目黒区子育て支援部放課後子ども対策課

目 次

はじめに	P. 3
第1章 児童館・学童保育クラブの基本理念と職員の基本姿勢	P. 5
1 基本理念	P. 5
2 児童館・学童保育クラブの職員の基本姿勢	P. 6
(1) 児童館・学童保育クラブの職務にあたって守るべき倫理について	
(2) 職員の資質向上	
3 児童館・学童保育クラブの危機管理	P. 9
(1) 日常活動の視点	
(2) 子ども虐待の防止と対応	
(3) 行事活動の安全な運営	
(4) 地震・悪天候時における対応	
(5) 事件・事故における対応	
(6) 保護者への発信	
(7) 危機管理対応マニュアル一覧	
4 計画・総括の作成と実施	P. 15
(1) 書式	
(2) 添付資料	
(3) 作成にあたっての留意点	
(4) 実施にあたっての留意点	
第2章 児童館運営指針	P. 17
1 児童館の目的	P. 17
2 児童館の役割と機能	P. 17
(1) 子どもにとっての心地よい居場所づくり	
(2) 子どもの発達段階に応じた支援	
(3) 日常生活の支援	
(4) 子育て家庭への支援	
(5) 地域の子育て支援活動の拠点	
3 利用対象別対応の視点	P. 19
(1) 乳幼児への対応	
(2) 小学生への対応	
(3) 中高生への対応	
(4) 障害のある子どもへの対応	
(5) 保護者への対応	

(6) ボランティアへの対応	
4 事業形態別活動	P. 28
(1) 日常活動	
(2) 行事活動	
(3) クラブ活動	
(4) 相談活動	
(5) 移動児童館	
(6) 出張児童館	
(7) 地域活動	
(8) 子育てふれあいひろば	
第3章 学童保育クラブ保育指針	P. 37
1 学童保育クラブの目的	P. 37
2 学童保育クラブの役割と機能	P. 37
(1) 保護者等の就労・疾病等の家庭における子どもたちの放課後及び学校休業中の生活を保障する	
(2) 保護者の働く権利を支援するとともにワーク・ライフ・バランスを推進する	
(3) 家庭・学校・地域と密接に連携・協力を図り、子育てネットワークの一端を担う	
3 子どもの発達段階を踏まえた配慮	P. 38
(1) 生活づくりへの配慮	
(2) 児童の発達段階を踏まえた職員の配慮	
4 活動内容	P. 39
(1) 学童保育クラブでの遊び	
(2) 館外活動	
(3) 創造活動	
(4) 行事活動	
(5) 社会性や自主性を高める活動	
(6) 基本的な生活習慣を身につける活動	
(7) 食に関する活動	
(8) 学習とその習慣づくりの活動	
(9) 障害のある子どもへの対応	
(10) 保護者との関わり	
(11) 児童館との関わり	
(12) 地域との関わり	
【指針注釈資料編】	P. 51

はじめに

目黒区では、令和3年3月に「目黒区基本構想」を策定し、まちの将来像を定めるとともに、構想実現のための区政運営方針や基本目標を定めた。また、平成17年12月に制定した「目黒区子ども条例」では、子どもの権利を尊重して、子どもがいきいきと成長し、元気に過ごすことのできるまちの実現を目指している。これらの基本理念を具体化させ、子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため「目黒区子ども総合計画」を策定し、子どもに関する施策を総合的に展開している。

また、国のこども基本法制定、こども家庭庁の設置や東京都のチルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針の中で、目黒区では令和4年12月に「総合的な子ども家庭支援体制の構築と環境整備について」を決定し、子ども家庭支援体制の一つとして児童館、子育てふれあいひろば、学童保育クラブを位置付けている。

児童館は、18歳までのすべての子どもを対象とし、「子どもの権利」を守り、遊びや活動を通して、心身ともに健やかな育成を図ることを目的とした施設である。

また、子どもたちの生活に目を向け、保護者・地域と連携しながら、発達に応じた切れ目ない子育て・子育て支援を行っていく。

学童保育クラブは、区内在住または在学の小学1年生から6年生までを対象とし、保護者の疾病または就労等により、昼間家庭での適切な保護・育成ができない家庭に、子どもの安全・安心な生活の場を確保、子どもの生活と遊びを支援することで、子どもの健全育成を図り、保護者が安心して働き続けるために、子育て家庭の就労等を支援する。

目黒区運営指針・目黒区学童保育クラブ保育指針（以下「指針」とする。）は、目黒区子ども条例に定める「子どもたちが元気に過ごすことのできるまち」を目指して、18歳までのすべての子どもたちの切れ目ない支援において、国が定める児童館ガイドライン、放課後児童クラブ運営指針に基づき、区内すべての児童館・学童保育クラブにおける更なる事業の質の向上を目指すために、役割と機能、活動内容ごとの目的や留意点、配慮事項等を明確にするために策定するものである。

なお、子どもや子育て家庭を取り巻く状況、社会情勢の変化に伴い、目黒区児童館運営指針・目黒区学童保育クラブ保育指針は、適切に見直しを行うこととする。

【目黒区児童館運営指針・目黒区学童保育クラブ保育指針 経過】

昭和42年 学童保育クラブ運営開始

昭和49年 児童館運営開始

昭和56年 目黒区学童保育クラブ保育指針運用開始

- 平成 2 年 目黒区児童館運営指針運用開始
- 平成 1 8 年 目黒区児童館運営指針改定
※児童館・学童保育クラブの指針を一本化
- 平成 2 7 年 目黒区児童館運営指針・目黒区学童保育クラブ保育指針改定
※国の指針策定、子ども子育て支援新制度に伴う改定
- 令和 6 年 目黒区児童館運営指針・目黒区学童保育クラブ保育指針改定
※目黒区基本構想、今後の児童館・学童保育クラブのあり方方針、国の改正児童館ガイドライン、放課後児童クラブ運営指針策定に伴う改定

本指針における表現について

本指針における表現について、「学校」、「地域団体」など、連携先を包括的に示す用語を使用しているが、具体的な団体名や機関名については、下記に例示する。

学 校：小学校・中学校・高校等・幼稚園・こども園・学校運営協議会

地 域 団 体：住区住民会議・P T A・学童保育クラブ父母会・地域で活動する健全育成団体等

関 係 機 関：ランランひろば（ランドセルひろばを含む）・保育園・子ども家庭支援センター・児童相談所・スクールソーシャルワーカー・学校サポートセンター・主任児童委員・民生児童委員・青少年委員・家庭福祉員・要保護児童対策地域協議会等

区の他部署：民営の児童館・学童保育クラブにおいては、公営の児童館・学童保育クラブ及び区の担当課、またそれ以外の区の関係部署と読み替える。

第1章 目黒区児童館・学童保育クラブの基本理念と職員の基本姿勢

1 基本理念

(1) 目黒区基本構想

目黒区基本構想では、基本目標の一つとして、「学び合い成長し合えるまち」を掲げており、その中で、「目黒区はあらゆる場面で子どもの権利を尊重し、地域の温かな見守りの中で、子どもたちが生き生きと成長することができ、安心して子どもを産み育てられる地域社会をつくります。学校、家庭、地域が一体となり、子どもたちが個性を認め合いながら、学び、育ち合い、人として心豊かに、また、将来の社会の担い手として、健やかに成長することができる良好な教育環境を整えます。」と記している。この基本目標を実現するため、児童館・学童保育クラブは、子どもに身近な、安心・安全に過ごすことのできる、学校、家庭に次ぐ第3の居場所として運営を行う。

(2) 目黒区子ども条例

「子育てを支えるまち、子どもが安心できるまち、子どもが参加できるまち、子ども一人ひとりのことを大切にすまち」を中心として子どもを支える大人の役割と区の主な取組を示している。児童館、学童保育クラブは、子どもの権利尊重と子育てを支援する取組、子どもの居場所づくりを推進する責務がある。

(3) 児童館・学童保育クラブ基本理念

- ア 子どもひとりひとりを大切にする
- イ 子どもの主体性や社会性をはぐくむ
- ウ 子どもの意見表明を促し、尊重する
- エ 子育て・育ちを地域全体で支える

(4) 児童館・学童保育クラブが目指す子どもの姿

- ア 自分には自分の、人には人の、その人らしさがあることを大切にできる子ども
- イ 友だちをいじめたり、仲間はずれにしたりしない子ども
- ウ 自分が感じたことや考えたこと、自分の意見を発信・表現できる子ども
- エ 様々なことに参加して、人とのつながりを大切にできる子ども

(5) 放課後子ども総合プランと児童館・学童保育クラブ

目黒区放課後子ども総合プランは、子育て支援部と教育委員会が連携して、学童保育クラブ、ランランひろば及び子ども教室を同一小学校内で実施する一体型を中心として計画的に整備を推進してきた。しかし、小学校内で使用できる場所に限りがあることから、特別活動室等のタイムシェアでの使用となっており、学童保育クラブで

の受入人数に限りがある。そのため、学童保育クラブの利用状況によっては、学童保育クラブに代わる居場所として、ランランひろばや児童館のランドセル来館等を選択していただけるよう、充実を図っている。

また、児童館では小学生のみならず、その前後の乳幼児から18歳まで切れ目なく、地域でのつながりをつくり、施設を活かした幅広い活動展開をしている。目黒区ではそれぞれの特色を活かし、多様なニーズに応えられるよう連携している。

2 児童館・学童保育クラブ職員の基本姿勢

目黒区の児童館・学童保育クラブにおいて、直接子どもの育成支援に携わり、利用者と密接に関係する職員は、「児童福祉法」、「こども基本法」、「児童の権利に関する条約」、「目黒区子ども条例」等の精神に則り、「子どもの人権の尊重」や「子どもの最善の利益の優先」を職務の根幹とする。さらに、職員がともに切磋琢磨し、協力しながら、目黒区のすべての児童館・学童保育クラブ事業の質の向上と改善に向けて取り組む。

以上を踏まえて、「目黒区児童館運営指針」、「目黒区学童保育クラブ保育指針」として、職員の基本姿勢をまとめる。

(1) 児童館・学童保育クラブの職務にあたって守るべき倫理について

児童館・学童保育クラブに従事する職員は、利用者の人権を尊重し、権利擁護に努めるとともに、常に利用者が安全・安心に、そして楽しく施設内で過ごせるよう、自覚と誇りを持って取り組む。

また、職員は利用者との信頼関係の構築のために、誠実な対応に努める。

ア 職員集団・組織として

(ア) 職員が心身共に健康でいられるよう、職員間のよりよい関係づくりを目指し、あいさつや丁寧なコミュニケーションを大切にしながら、一日の業務が円滑に進められるようにする。

(イ) 言葉遣いや伝え方に留意し、些細な言動がセクシャルハラスメントやパワーハラスメント、いじめ等につながることや、その判断が受け取り側にあることを常に意識する。

(ウ) 職員一人ひとりが、組織の一員として、個々の業務を把握し、担当の仕事のみならず、「仕事は個人ではなく、チーム全体で進めていく」という意識を持ち、協力して児童館・学童保育クラブの運営・子育て支援に努める。

(エ) 施設内外を問わず、言動及びその取扱いには十分に注意するとともに、対外的にも誤解を招くことがないように行動し、仕事上知り得た個人情報を含む様々な情報についての守秘義務を遵守する。

(オ) 子どもの最善の利益を考え、情報を共有し、事業運営や、子ども、保護者へ

の共通理解を深める。職場内での課題解決が困難な場合は、会議や検討委員会の活用や区に報告・相談をし、連携を図りながら、課題解決を図る。

イ 子どもたちへの対応

- (ア) 子どもの人権を守る立場であることを自覚し、常にその姿勢を崩さないよう子どもたちに接する。また、その保護者やその子どもを取り巻く関係者との関係性においても人権に配慮した対応を行う。
- (イ) 子どもの身体的特徴や人種・国籍、性差、信条・社会的地位、障害、成長の個人差等へは必要な配慮を行い、それらのことにより差別されることがないように、自らの言動には常に注意する。また、子ども同士の関わり方やトラブル、言葉のやり取りにも留意し、「いじめ・暴力はどんな時にもしない、させない」ように、必要に応じた指導を行う。
- (ウ) 暴言や暴力、性的虐待等の不適切な対応は絶対に許されない。そのため、子どもとの身体的距離感や言葉遣いについては十分注意し、むやみに子どもの身体に触れない。
- (エ) 子どもの「呼び方」について、呼ばれる子どもの気持ちに十分配慮し、いわゆる「呼び捨て」や、一方的に職員が呼び方を決めるような行為はしない。略称での呼び方にも留意が必要である。また、子どもから職員への呼び方についても、名字の呼び捨てのように聞こえないか等、周囲への「聞こえ方」「見え方」にも十分配慮した対応を行う。
- (オ) 子どもの生活環境の中に「いじめ」や「虐待」、「子どもの貧困」「ヤングケアラー」等、子どもの育ちに影響を及ぼす要因が潜んでいないか等の視点に立つ。日ごろからすべての子どもたちに笑顔で接し、あいさつ等を積極的に行い、子ども一人ひとりの思いや悩みを受け止め、その日の心身の変調をすばやく察知し、適切な対応に努める。
- (カ) 子どもの様子や子ども同士のトラブル等について保護者とやり取りする場合には、伝えたい内容と意図を、丁寧に整理し伝える。また、親子関係にも留意し、子どもにとって不利益にならないように十分に配慮する。
- (キ) 子ども集団や個々の関係の中に「いじめ」、「性被害」、「性加害」等の要素（身体的・精神的）がないかを様々な角度から、複数の職員で見守り、いじめ等は許さないという風土をつくる。未然に防止するとともに、気になる言動がみられる場合には、そこに関わる子ども一人ひとりの話を丁寧に聞き取り、いじめ等が進行や常態化することがないように十分気を付ける。
- (ク) 子どもたちが日常の遊びや生活の中で、子どもの権利を理解していけるような機会や環境をつくる。また子どもと保護者がともに学ぶことができるように努める。

(ケ) 施設のルールや運営等について、子どもの視点や意見が反映される機会をつくり、子どもと職員がともに考えられるように努める。

(2) 職員の資質向上

子どもたちを取り巻く環境や、子ども自身や保護者のニーズが大きく変化する中、職員は自らの業務や保育を振り返り、見直す必要がある。そのためには、研修を有効に活用し、日頃から、自らの専門性や資質を向上させ、事業運営や保育内容を高めるように、積極的に自己研鑽に努めることが大切である。

ア 研修の有効活用について

東京都や特別区、目黒区が主催する専門研修を積極的に活用し、実践に活かす。

平成26年厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により必須とされていた放課後児童支援員認定資格研修については、令和2年4月1日付の一部改正する省令施行により、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に変更となったが、「機会の提供に引き続き積極的に努める」としていることから、積極的に活用する。

イ 職場内研修の有効活用について

職場やブロック内研修を積極的に実施し、事業運営や保育内容の「交流」をはじめ、実践に役立つような内容と実施方法を検証し、全員が定期的に参加できるよう工夫する。

ウ 職員の自己啓発推進について

職員は、こどもの権利について学習を行った上で、常に子どもたちを取り巻く環境や社会情勢を把握し、子どもの文化や子どもへの理解と関わり方、保護者への理解と関わり方について日々検証し、深める。また、新たな発想や着眼点を生み出すために、実践の検証とともに、子どもの発達や心理等の専門的な知識を得るために学習する。

エ 職場のチームワークづくり

職員は、組織・チームを意識し、相互に協力して質の向上を目指して、仕事を進める。職員一人ひとりが、年齢・経験年数等の立場によらず、お互いを信頼・尊重し、考え方の違いを認め合いながら、それぞれの職員の持ち味を生かせる職場づくりに努める。

また、職場内での問題整理や課題解決に向けては、館長（施設長）・職場リーダーをはじめとして、常勤職員だけでなく全職員で意見を出し合い、合意形成を図つ

ていくことが必要である。そのためには、一人ひとりの職員が問題点の列挙や他への批判にとどまることなく解決策を提案・実行できるよう努める。

3 児童館・学童保育クラブの危機管理

子どもたちの安全・安心と子どもの人権を尊重する居場所である児童館・学童保育クラブは、緊急時に、被害を最小限に食い止め、利用者の安全を守るために、全職員が適切な行動をとらなければならない。

そのためには、施設の状態や人員体制等を考慮し、対策を講じる必要がある。具体的な対応については、「目黒区児童館・学童保育クラブにおける安全対策指針」に基づき対応する。

なお、本指針には、危機管理について（１）から（６）の視点を記載する。

（１）日常活動の視点

職員は、日常の遊びの中で怪我が起こる可能性を予測し回避していかねばならない。しかし、単に危ないからさせないという事にならないよう留意し、怪我をさせない安全策を講じながら、心身の健全な育成の場として子どもの遊びを保障する。そうした児童館・学童保育クラブの活動と危機管理対応について、保護者や地域等に周知し理解してもらう事も大切である。

ア 毎日の活動・保育打ち合わせによる事故・怪我の予防

全職員が活動上に潜む危険について気づく視点を身につけて、組織として継続的に危機管理意識をもって事業に取り組む。

（ア）活動の計画は、前日までの子どもの様子を反映させ、子どもの状況に留意した視点で立案する。

（イ）活動展開時に危険を回避するための遊び方、ルールの特検

（ウ）事故発生時の対応の特認

（エ）事故対応の特認の共有

イ 施設・室内環境の安全特検

子どもの視点に立ち、大人の目線では気づきにくい個所についても視野を広げて安全特検を行う必要がある。また、ハウスダスト等のアレルギーに配慮した環境の整備や気象情報等を定特確認し対応を行う等、職員が安全な環境を常特維持していかなければならない。

（ア）施設特検と減災対策

（イ）遊具・道具・文具類等の配置と管理

（ウ）衛生管理

(エ) 湿度・温度等の環境管理（熱中症予防等）

ウ 日常の情報収集と備え

危険の可能性、危険回避方法等子どもたちが自ら考え行動できるよう、子どもたちが危ないと感じたことを共有し、あらゆる危険に対して安全指導を行う。また、取組を通して、職員の緊急時の対応能力の向上を図っていくことが大切である。そのためには、活動中においても意識を持って情報収集を行うことが重要であり、交通機関や気象情報等の定時収集だけでなく、来館（来所）する保護者等の声にも耳を傾け、危険に対して迅速に最善の対応ができるよう備える。

(ア) 来館（登所）・帰宅時の安全指導（歩き方等交通安全、地震等緊急時の対応等）

(イ) 登下校防犯プラン、地域安全マップ等地域情報の収集と利用者等への周知

(ウ) 避難訓練（防災・不審者対応等）の毎月の実施

(エ) 目黒区防災気象情報収集（台風、ゲリラ豪雨、雷、大雪、暴風等）

(オ) 災害情報の収集（地震等）

(カ) 感染症等情報収集（新型コロナウイルス、インフルエンザ等）

(キ) 目黒区緊急情報

(ク) 国の「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」の活用

エ 体調管理と怪我対応

来館（登所）時や活動中に、子どもの健康状態の把握を行い、体調不良や怪我等による身体の変化を見逃さないようにし、適切な初期対応を行う。

(ア) 体調管理

- ・健康観察（普段の様子把握）
- ・症状の把握と保護者・区への連絡

(イ) 怪我対応

- ・初期対応の備え（病院一覧及び地図等掲示）
- ・怪我症状の把握と応急処置等対応確認
- ・状況の把握と保護者・区への連絡

オ 感染症対策

感染症の発生状況について情報を収集し予防に努めるとともに、症状が出た場合は、発症者への適切な対応を行うとともに子ども集団と離し、感染を拡大させない対応をとる。

(ア) 情報の収集と予防対策の実施

(イ) 嘔吐や発熱等症状発症時の適切な対応と処置

(ウ) 状況の把握と保護者・区への連絡

カ アレルギー対応

様々なアレルギー疾患に対する知識の習得に努め、保護者と連携をとりながら適切な配慮と確実な対応を行う。特に食物アレルギーについては、事故を起こさない取組として、おやつ等活動時の複数職員での確認、発生時の対応について、役割確認等の連携を日々の打ち合わせや職場内研修にて行う。

(ア) 喘息・アトピー等の予防・対応

(イ) 食物アレルギーの予防・対応

(ウ) 状況の把握と保護者・区への連絡

キ 館外活動（外遊び、遠足等）

館外で活動をする際は、気象情報（気温、湿度、紫外線、PM2.5、光化学スモッグ、熱中症指数等）や外科や小児科等病院の診察時間の把握、震災や悪天候等警報発令時の避難場所等の情報を事前に収集し、目的地到着後は、実施前の安全確認（ガラスや釘等危険物、不審な人・物、トイレ等）、活動中の巡回等を行い児童の安全に努める。交通事故を防止し、交通機関を使用する際は、子どもの乗降時に確実に所在を確認する。

(ア) 事前のリスク管理と正確な情報収集

(イ) 館外活動時のリスク管理と正確な情報収集

(ウ) 緊急時の対応と自職場と区へ連絡

(2) 子ども虐待の防止と対応

子どもの健やかな成長を見守り、虐待や性被害、様々な事件・事故から子どもを守るため、職員自身が虐待や性被害、性加害についての理解を深めるとともに、子どもや保護者とのかかわりの中で早期に気づく視点をもち、未然に防止する。発生した際には、適切かつ迅速に対応する。

ア 未然防止

(ア) 日常の観察

(イ) 気軽に話せる良好な関係づくり

(ウ) 関係機関との情報共有

(エ) 子育て相談

(オ) 啓発活動

イ 早期発見

- (ア) 日常の観察
- (イ) 「早期発見のためのチェックリスト」の活用
- (ウ) 職員の情報共有
- (エ) 関係機関との情報共有
- (オ) 報告・相談（区）
- (カ) 通告・相談（子ども家庭支援センター、児童相談所等）

ウ 支援

- (ア) 関係機関との連携（関係者会議）
- (イ) 虐待を含む要保護児童への支援や対応

(3) 行事活動の安全な運営

運営においては、事案発生時の対応の備えはもちろん、活動時期や場所での事故等起こさない視点での立案が大切であり、活動場所、人数、対象年齢等に応じたリスク管理を行う。普段の活動と異なる活動については、運営体制等が整わない時は中止する。また、活動を展開する際には、安全に進行するよう職員が声掛けする。

- ア 計画立案時のリスク管理と情報収集
- イ 活動時のリスク管理と情報収集
- ウ 周辺地域、関係機関との連携
- エ 保護者組織が主体的に実施する行事や活動への安全面からの助言

(4) 地震・悪天候時における対応

地震や悪天候時等について児童の安全が確保できないと判断した場合は、留め置きし安全の確保を行う。発災時は、区と連携して対応し、児童館、学童保育クラブの機能、役割の継続について検討する。

- ア 施設ごとの対応マニュアルの整備
- イ 避難計画の整備と避難訓練の定期実施
- ウ 安心でんしょぼとの登録促進
- エ 学校・区の他部署等との連携の確認
- オ 補完避難施設としての学校・地域団体・区の他部署等との連携確認と環境の整備（指定職場）
- カ 発生時の対応と情報の収集、保護者・区への連絡
- キ 業務継続計画による対応と保育・あそび場の復旧

(5) 事件・事故における対応

子どもの安全を確保するため、発生時に的確に行動できるようにする。すべての項目で、保護者への連絡、職員による帰宅支援等の対応を行う。

ア 不審者対応

不審者対策については、表示等の掲示やロビーワークにて施設にいれない対応が基本であり、発生した際は、部屋等の安全な場所にて、入れない・見せない（刺激させない）対応を取る。

- (ア) 施設ごとの対応マニュアルの整備
- (イ) 施設内整備（掲示、施錠、目隠し、防犯備品等）
- (ウ) 定期訓練の実施
- (エ) 来館（登所）・帰宅時の見守り等
- (オ) 学校・区の他部署・警察等との連携、保護者・区への連絡と報告

イ 強盗等による犯人の逃走等

どこまでの範囲を対応の対象とするのか、近隣施設と連携をとり設定し対応する。発生時には、子ども達の安全を確保するため、留め置きや帰宅時の職員の付き添い等を保護者と確認し対応する。

- (ア) 施設ごとの対応マニュアルの整備
- (イ) 保護者への連絡、近隣施設との連携、区へ報告
- (ウ) 来館（登所）・帰宅時の見守り等の実施

ウ 火災・事故

施設内だけでなく近隣で起きた火災・事故についても帰宅経路の付き添い等安全に帰宅できる対応を保護者と確認しながら行う。

- (ア) 施設ごとの対応マニュアルの整備
- (イ) 定期訓練の実施
- (ウ) 近隣火災・事故時の来館（登所）・帰宅時の見守りと保護者への連絡等実施
- (エ) 学校・区の他部署・警察・消防等との連携、区への報告

エ Jアラート

発令時は、施設内にてガラスの破片が飛び散る場所を避けて身を守る。

- (ア) 施設ごとの対応マニュアルの整備
- (イ) 学校・区の他部署等との連携、区への報告
- (ウ) 児童の留め置き、保護者への連絡

オ 交通障害

保護者の帰宅が遅くなる場合は、保護者と連絡を取って児童の留め置き等を行い児童の安全確保に努める。

(ア) 交通機関の情報の収集、区への報告

(イ) 児童の留め置き、保護者と連絡対応

(6) 保護者への発信

危機管理対応について周知し理解をしてもらえるようにする。また、緊急時において児童館・学童保育クラブの情報と対応が確実に伝わるよう複数の連絡手段の構築と周知に取り組んでいく。

ア 年間を通して危機管理対応の周知

イ 保護者への情報発信手段の周知と定期訓練の実施

ウ 発信通信機器の不通に備えた対策

(7) 危機管理対応マニュアル一覧

危機管理対応については、マニュアル一覧を参照し、各施設に応じた対策を講ずる。

ア 目黒区児童館・学童保育クラブにおける安全対策指針

イ 児童の事故・怪我等が発生した場合の対応について

ウ 事故対応フローチャート

エ 目黒区児童館・学童保育クラブ災害時初期対応マニュアル

オ 目黒区児童館・学童保育クラブ安全対策点検リスト（年度の事業総括に添付）

カ 東京都食物アレルギー緊急時対応マニュアル目黒区児童館・学童保育クラブ版

キ アレルギー対応図

ク 学童保育クラブにおけるおやつ業務 衛生・作業基準

ケ おやつ、調理活動提供の手順、食物食材を扱う活動時の留意

コ 目黒区児童館・学童保育クラブ来所・帰宅時の児童の安全確保ガイドライン

サ 目黒区児童館・学童保育クラブ館外活動対応マニュアル

シ 子ども児童虐待防止対応マニュアル

ス 台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の児童館・学童保育クラブの対応について

セ 目黒区児童館・学童保育クラブ版安心でんしょばと運用マニュアル

4 計画・総括の作成と実施

目黒区児童館・学童保育クラブは、目黒区児童館運営指針及び目黒区学童保育クラブ保育指針に基づき、その目的を達成するために、実施状況や利用者の現状の分析からより良い運営を目指し、年間の運営を見据えた計画、総括を作成する。

本指針をもとに、各施設で重点的に取り組む目標及び事業の計画を立てる。目標をもとに実施した事業や運営について、評価、反省をし、課題点と今後の対応の方向性を明らかにすることを総括とする。なお、計画・総括については区の承認を得ることとする。

計画の実施にあたり、職員は児童館と学童保育クラブが協力しながら、18歳までのすべての子どもへの「切れ目のない支援」に、全職員でかかわるという意識を持つ。

(1) 書式

ア 区で定める、計画、総括の様式を使用する。

イ 作成にあたっては、区で定める、記載にあたっての留意点、記入例を参考に、施設ごとに職員間で十分に検討する。

(2) 添付資料

ア 計画には、下記の資料を添付する。

(ア) 年間事業予定

(イ) 安全計画

(児童館・学童保育クラブ併設施設はひとつにまとめることも可とする)

(ウ) 児童館調理を伴う事業計画

イ 総括には、下記の資料を添付する。

(ア) 安全計画実施状況

(児童館・学童保育クラブ併設施設はひとつにまとめることも可とする)

(イ) 学童保育クラブ利用者アンケート、第三者評価を受けての課題及び改善策

(3) 作成にあたっての留意点

ア 児童館運営指針・学童保育クラブ保育指針に掲げた目的を達成するために、どのように運営していくのか、各指針を読み返しながら職員間で十分に検討し、作成する。

イ 前年度の総括を踏まえ、総括で挙げた問題点や、課題に対しての改善目標や対応策を具体的に示し、計画に反映させる。

ウ 子どもたちの育ちや保護者の現状、利用者ニーズを踏まえ、翌年度の見通しも持ちながら、計画に反映させる。

エ 学校及び関係機関や、地域の行事、状況に十分配慮し、実施する事業内容・日時については、実態に合わせて、変更・工夫等、柔軟な対応に努める。

オ 連携を必要とする近隣児童館・学童保育クラブの事業を把握して検討・調整を行い、計画をたてる。

(4) 実施にあたっての留意点

- ア 事業ごとに目的を確認し、企画を立てる。実施後は、年間の総括とは別に、事業ごとに実施後の評価・課題についてまとめる。職員間で共有し、整理をしながら次につなげる。
- イ 計画については、学校・地域団体・関係機関・学童保育クラブ保護者と、地域懇談会や保護者会等の中で十分に話し合い、子どもの意見も聞きながら、相互の理解を深める。
- ウ 計画をより具体的に実践していくために、子どもたちの状況に応じた月案、週案、企画書等を作成する。
- エ おしらせ等を利用して、子どもたちの様子や児童館・学童保育クラブの考え方を発信し、利用者や保護者、学校・地域団体・関係機関等の理解を得る。なお、発行に際しては、個人情報やプライバシーに配慮する。
- オ 事業のPRについては、公平に参加できるよう、周知期間・申込期間等を考慮し、余裕のある計画をたてる。(月のお知らせ、ホームページ等インターネット上で情報掲載、広報掲載、ポスター等)
- カ 事業ごとの総括や保育日誌、子ども一人ひとりの保育記録を作成する。それらに基づいて一年間の活動を振り返り、年間総括を作成する。

第2章 児童館運営指針

1 児童館の目的

児童館は、18歳までのすべての子どもを対象とし、「子どもの権利」を守り、遊びや活動を通して、心身ともに健やかな育成を事業目的とした施設である。

また児童館は、子どもたちの生活に目を向け、保護者・地域と連携しながら、発達に応じた切れ目のない子育て・子育て支援を行う。

2 児童館の役割と機能

(1) 子どもにとっての心地よい居場所づくり

児童館は子どもにとって遊びの場であり、一人で来てのんびりしたり、少しの時間でも利用したいと思ったり、困った時に頼りにできる場所である。

職員は、子どもとのかかわる中で、18歳までのすべての子どもにとって「また児童館へ行きたい」と思えるような心地よい居場所となるように工夫する。併せて、子どものありのままの姿や思いを職員が受け止めていくことで、子ども自身が権利の主体であることを実感しつつ、安心感を持てるようにする。また、一人ひとりの子どもの自己肯定感を高めていけるよう見守り、働きかけていくことが大切である。

[留意点及び配慮事項]

- ア 児童館に遊びに行きたいと思えるよう、子どもへの声かけ、明るいあいさつ、環境づくりに努め、子どもが一息つけるような居場所や空間を整備する。
- イ 子どもが、好きな遊びを見つけ、遊ぶ事の楽しさを感じられるように支援する。
- ウ 子どもが気持ちに寄り添いながら、職員との信頼関係をつくる。
- エ 子どもが気軽につどい、自由な発想で遊びを広げ、楽しめる場とする。
- オ 子どもが意見や発想を汲み取り、遊びや活動として実現できるように支援する。
- カ 一人ひとりの個性を大切にしながら、子ども同士が認め合える関係をつくれるように働きかける。
- キ 地域の子どもの状況を把握し、児童館の活動を伝え、日常の児童館利用の促進を図る。

(2) 子どもの発達段階に応じた支援

児童館は子どもが遊びや活動から様々な学びを深めるとることができる場である。職員は児童館の対象となる乳幼児期、児童期、思春期までの子どもの発達の特徴や過程を理解し、個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら子どもの育成に努めていく。また、異年齢集団で遊ぶ体験を大切にし、児童館での遊びを通して、世代間で交流し、関係を築きながら、「協力する・助け合う・教え合う・伝え合う・

相手を思いやる」の心を育てる。

児童館においての子どもの発達段階については、児童館ガイドライン第2章『子ども理解』を参照とする。巻末【指針注釈資料編】に転載してあるので参照する。

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 各部屋（遊戯室・図書室・プレイルーム・図工室等）の設備や機能を活かした遊び・活動を提供する。
- イ 遊びを通して、発達段階に応じた子どもの心身の発達を支援する。
- ウ 自分の考えを人に伝えたり、相手の意図を読み取ったりできるように支援する。
- エ 素直に自分の気持ちを表現するとともに、相手の思いを受け止められる情操豊かな人間性を養う。
- オ 異年齢の交流の中で、遊びの楽しさや遊び方を伝え合う力をはぐくむ。

(3) 日常生活の支援

職員は、すべての子どもが児童館を安全に安心して楽しく過ごせる居場所となるように、一人の子どもだけでなく、周囲の子どもたちとの関係性にも留意する。子どもの心理や状況変化を見落とさず、適切に対応できるように信頼関係を構築する。

また、配慮の必要な子どもたちに対しては、日常的に来館しやすい環境を整え、子どもたちとともに育ち合う機会をつくる。

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 遊びや活動の中で見られる子どもの仲間関係や関わり、育ちや発達の状況に配慮し、育成や支援を行う。
- イ 子どもの持つ様々な不安や悩みを察知し、虐待やいじめ等の予防、早期発見に努め、適切な助言や支援をする。
- ウ 土曜日・日曜日（開館日）や学校休業日に自宅での孤食を避けるため、子ども同士で楽しく食事ができるように、小学生以上の子どもへ昼食場所を提供する。
- エ 子どもの様子等に留意し、問題や課題があると判断した場合は、必要に応じて保護者や学校・関係機関等と連携して、適切に対応する。

(4) 子育て家庭への支援

子育て家庭に対して、児童館は様々な活動を提供し、職員は地域の中で楽しく子育てができるよう支援する。

また、子どもの様子や子ども同士の関係にとどまらず、子育て家庭が孤立しないように、親子関係、保護者同士の関係、家庭と地域との関係等に留意する。子育て交流の場や相談事業の充実を図り、子どもの虐待やいじめ等の予防・早期発見・早期対応

に努めていく。家庭状況や保護者と子どもの関係において気になる状況が生じた場合には、子ども家庭支援センター等関係機関と連携して適切に対応する。

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 楽しく充実した子育てができるように、保護者同士の交流や仲間づくり等を意識した場を提供する。
- イ 子どもや保護者の悩みに迅速に対応する。
- ウ 保護者の生活や子育てに対する思いを理解して、支援や相談活動を実施する。なお、支援や相談に際しては、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。
- エ 子どもの虐待やいじめ等の防止に取組、保護者の子育てへの不安や課題には、関係機関等と協力して継続的に支援する。

(5) 地域の子育て支援活動の拠点

児童館は、地域の子どもにかかわる多くの人々と連携・協力し、子どもたちの成長を見守り、育成を支援する。

また、子どもの育ちに関する関係機関や人とのネットワークの中心となり、地域での連携・協力を通して「子育て・子育てを支えるまちづくり」の拠点として、地域のコミュニティづくりの役割を担う。さらに子どもの権利に関する情報提供と啓発に努める。

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 学校・地域団体・関係機関とのネットワークを築き、相互の連携を図る。特に主任児童委員、民生児童委員については事業協力の意向を聞く等、主体的に連携のきっかけをつくる。
- イ 地域と一体になり、子どもの健全育成を進めるために、懇談会・学習会・情報提供等を行う。
- ウ 地域で子育てを支え合う環境づくりに努め、子どもの健全育成に資するボランティアや自主活動グループを支援する。
- エ 児童館事業や子育て支援に関心のある方々、児童館を巣立った青年層など地域の若者に、児童館ボランティアとして登録を促し、さらに地域の活動へつなげられるよう啓発する。地域コミュニティの裾野を広げる。
- オ 多様な社会的活動に参加・参画して、子どもが自由に意見を述べることができるようにする。

3 利用対象別対応の視点

児童館は、乳幼児、小学生、中高生、保護者を対象とした事業に取組、誰もが利用しやすい施設条件の整備や、参加しやすい活動のあり方を工夫する。

また、事業運営にあたっては、世代間のつながりを意識する。なお、地域における児童館の理解者を増やし、児童館ボランティアの登録を視野に入れ、子育て支援の輪を拡充していくための企画も大切である。

(1) 乳幼児への対応

乳幼児への対応では、直接的な乳幼児への関わりとともに、保護者相互の仲間づくりと居場所づくりが大切である。

また、幼稚園やこども園・保育園等に在園する乳幼児と保護者への支援も重要な児童館の役割である。

さらには、地域の子育てに関する機関の職員や家庭福祉員（保育ママ）と連携することで、児童館を知ってもらい、乳幼児親子の児童館利用につなげていく。

〔目的〕

- ア 乳幼児の心身の豊かな発達を支援する。
- イ 一人で子育てに悩む保護者をなくし、保護者相互のつながりを育てる。
- ウ 保護者が育児や子育て支援活動に積極的・主体的に関わり、楽しくいきいきと子育てができるように支援する。
- エ 自主的な育児グループの活動や結成を支援し、経験を児童館や地域に還元できるようにする。

〔主な取組〕

- ア 日常活動
 - (ア) 一般来館の乳幼児と保護者へ各部屋の利用と遊びの提供
 - (イ) 自主的なグループ活動への支援
 - (ウ) 育児相談、子育て支援
 - (エ) 昼食場所の提供
- イ 乳幼児のつどい、子育て講座
- ウ 乳児活動（ベビー活動）
- エ 乳幼児クラブ（0歳児から3歳児まで）
- オ 幼稚園児等3歳児から5歳児までの幼児と保護者を対象とした活動
- カ 地域の幼稚園、こども園、保育園等や家庭福祉員と連携した事業の実施及び、週末等の親子での児童館利用の啓発
- キ 父親の育児参加事業の啓発
- ク 妊婦のベビー活動等、乳幼児活動への参加、相談に対して必要に応じた妊婦への適

切な専門機関の紹介

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 乳幼児の利用は保護者同伴とし、親子で共に過ごせるように環境整備や事業運営等に配慮し、支援する。
- イ 幼児遊戯室等の乳幼児が遊ぶ部屋は、成長発達に考慮した遊具や図書等を整備し、衛生管理及び定期的な点検を行う。
- ウ 事業を企画する際は、幼稚園等に入園前の乳幼児と保護者を対象とした内容に偏らないようにする。年長児対象の企画の際は、1年生になってからの来館を見据えて、職員とつながりがもてるように意識する。
- エ ワーク・ライフ・バランス（子育てと仕事の調和）の視点から、働きながら子育てをする保護者が児童館活動に参加しやすいよう、内容や曜日・時間帯の設定と事業のPR等の工夫をする。
- オ 児童館活動への参加を通して、将来的な子ども像や子育ての見通しを持てるよう働きかける。
- カ 児童館事業への理解と信頼関係を築き、地域の幼稚園やこども園・保育園等の職員や家庭福祉員等の関係機関と連携し対応する。
- キ 育児相談等に際して、的確な情報提供ができるように、必要に応じて他機関への紹介を行う。（「困ったときの相談窓口」等の案内パンフレット参照）
- ク 妊婦がベビー活動や乳幼児のつどい等、乳幼児活動に参加できるようにする。児童館を知り、出産後の子育てのイメージを持ち、安心して子育てがスタートできるように支援する。

（2）小学生への対応

小学生への対応では、遊びを通して子ども同士をつなげ、異年齢で関わって遊ぶことも大切にしながら、お互いに思いやる気持ちを育て、心身の成長発達を支援することが大切である。

そのため、児童館の環境を活かした遊びや活動から得られる経験があることを理解し事業の充実を図る。その上で、児童館が、楽しく安全に過ごせる放課後や休日の居場所となるようにする。

〔目的〕

- ア 安全で安心して遊べる心地よい居場所を提供する。
- イ 子どもが気軽につどい、自由な発想で遊びを広げ、楽しむ場所を提供する。
- ウ いろいろな遊びや活動を通して、子どもたちの心身の豊かな発達を支援する。
- エ 行事の取組や活動を通して、楽しみながら子どもたちの能力を引き出し、発展させ

- て、情操豊かな人間性を養う。
- オ 心身共に健康に過ごすために、子どもの成長に合わせた必要な支援を行う。

〔主な取組〕

- ア 日常活動
- イ 行事活動
- ウ クラブ活動
- エ 相談活動
- オ 出張児童館・移動児童館事業
- カ 地域活動
- キ ランドセル来館事業

※各活動についての詳細は、事業形態別の項目を参照する。

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 児童館で楽しく過ごせるよう、子どもたちの状況に合わせた遊びと活動を提供する。
- イ 配慮が必要な子どもに対しては、子どもの様子に留意し、仲間関係や課題にも着目した支援をする。また、必要に応じて、保護者や小学校と情報共有し、連携・協力を図る。
- ウ 職員は、各部屋の運営で以下の点に留意する。
 - (ア) 子どもとの信頼関係を築き、子どもの状況や思いを把握する。
 - (イ) 子どもたちと一緒に遊ぶことで信頼関係を築き、声をかける等の働きかけを通して、いろいろな遊びを紹介し遊ぶ楽しさを伝える。
 - (ウ) 子どもたちと一緒に遊びながらも、突発的な事故を防ぐために、立ち位置に留意し部屋全体の状況把握に努めていく。
 - (エ) 遊びや活動を展開するにあたっては、子どもたちの技術や遊ぶ力、学年等に配慮し、時には遊びを見守ることで、子どもたちの力を引き出す。
 - (オ) 子どもの発達過程を踏まえ、子どもたち同士の関係を大切に、育成支援を行い、お互いに認め合える関係をつくる。
 - (カ) 子どもたちと継続的にかかわるために、職員間で子どもたちの様子や状況を情報共有し、引き継ぎを行う。
- エ 小学生高学年の利用を促進し、中高生になっても児童館を居場所として利用できるように、活動の中で利用啓発を図る。
- オ ランドセル来館事業の運営は、「ランドセル来館確認事項」を参照する。

(3) 中高生への対応

中高生が利用できる地域の身近な施設として、児童館が「居場所」のひとつとなり、利用を通して、一人ひとりが個性を伸ばし、自らの意思で、自分らしく成長できるように寄り添うことが大切である。

また児童館ならではの異年齢・異世代との関わりや、地域団体も含めた社会参加の機会の提供をすることで、成長を継続的に見守る。

〔目的〕

- ア 中高生が興味を持ち、楽しめる活動を提供する。
- イ 仲間と遊び、語り合い、仲間関係を広げ育てることで、児童館を中高生にとって、安心して利用できる身近な場所とする。
- ウ 思春期の多感な年代の中高生が、気軽に相談できる取組を行う。
- エ 自主、自立を尊重し、中高生が主体となる企画が実行できるよう支援する。
- オ 日常的な利用や活動の中で、乳幼児を含めた異世代との交流を行う。
- カ 中高生の社会参加・参画の機会をつくり、自立と成長を促す。
- キ 児童館や地域の中で、子どもたちのリーダーとして活動できるよう促す。また、地域の一員として役割を担い、活躍できるようにつなげていく。

〔主な取組〕

- ア 中高生の居場所の拡充につながる活動
 - (ア) 日常来館の受け止め（遊び、職員とおしゃべり）
 - (イ) 中高生タイム（中高生の部屋優先・占有利用）
 - (ウ) 中高生独自事業（クッキング活動、スポーツ活動、音楽活動等）
 - (エ) 異年齢・異世代での関わりができる活動（乳幼児と保護者、小学生との関わり等）
- イ 中高生の社会参加・参画につながる事業
ティーンズ・フェスタ・イン・めぐろ、中高生情報誌めぐろう、中高生アンケート、高校生のボランティア登録、住区まつり等地域団体との協力事業、その他各館独自事業等
- ウ 中学校・高校に向けての児童館中高生生活動の啓発と事業連携・協力
職場体験、ボランティア体験の受け入れ等
- エ 地域団体・関係機関と連携・協力した取組

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 運営指針で使用する「中高生」とは、「中学生」「高校生」のほかに高校等へ進学・通学していない18歳までの児童をいう。
- イ 中高生に対して児童館の利用を周知するとともに、居場所を求めて来館する中高

- 生を受け止め、職員と信頼関係を築き、成長を支援する。
- ウ 中高生のニーズを聞き、興味・関心を引き出しながら、受け止める工夫を行う。
(開館時間・活動時間の延長、中高生専用ルーム、音楽活動やスポーツ活動等)
 - エ 他の児童館の施設や活動について情報共有し、要望や活動に応じて中高生対応館
(防音室・球技コート等)への橋渡しを行う。
 - オ 単に中高生の利便性を図るのではなく、小学生等との調整を行い、交流も出来るようにする。
 - カ 日常活動や行事活動の中で、中高生が小学生たちの憧れの存在・リーダーとして、活躍できるように遊びや活動を展開する。
 - キ 学校・地域と良好な関係を築きながら、中高生参加行事の共有・調整を行い、中高生に活躍の場を提供する。
 - ク 地域に、中高生生活の理解と協力を求めるとともに、中高生を地域団体の活動へつなげる。
 - ケ 中学生になっても、児童館が居場所となるように、小学校高学年の利用の促進と啓発を行う。

(4) 障害のある子どもへの対応

障害のある子どもへの対応について、職員は子どもや保護者の思いを理解し、児童館を利用できるよう適切な配慮と環境整備を行い、可能な限り受入れに努める。

利用に際しては、保護者と丁寧に話し合いを重ね、信頼関係を築き、子どもの発達状況やニーズに合った適切な支援となるよう、情報交換に努めることが大切である。

なお、国・地方公共団体等は、障害を理由として差別されることがないように必要かつ合理的配慮を行うことが義務付けられている。(※1)

- ※1 平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定され、平成28年4月1日から施行された。

[目的]

- ア 障害児対応事業を工夫して実施することで、障害のある子どもが児童館を放課後の居場所のひとつとして利用しやすくする。
- イ 障害のある子どもが、児童館の子どもたちとの関わりを深めるとともに、お互いが地域の中で、豊かに育ち合えるように支援する。
- ウ 子どもの保護者の気持ちに寄り添いながら、保護者の意向を把握し、一人ひとりの子どもの状況に応じた児童館の利用を工夫する。
- エ 子どもや保護者が地域社会で生活を広げていけるよう、地域団体と連携した継続的な支援に努める。

〔主な取組〕

- ア 障害児対応事業「あそびのつどい」（障害のある子もいない子も、遊びを通して関わりを広げ、ともに成長しあう場）
- イ 日常活動での受け止め
- ウ 保護者支援
日常的な懇談・相談、保護者懇談会の実施等
- エ 関係機関と連携
目黒区障害者自立支援協議会子ども部会への参加、「子育て困った時の相談窓口」等の案内パンフレットの作成等
- オ 児童館利用ガイドの作成と配布
- カ 特別支援学校、特別支援学級、特別支援教室との懇談・連携
- キ 近隣の学童保育クラブ職員との連携

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 身辺自立、社会性の発達、コミュニケーションの観点から、子どもの状況を把握し、「あそびのつどい」や日常活動が楽しく過ごせるように、活動の工夫や対応を行う。
- イ 児童館の施設環境等への理解を求め、バリアフリーが整っていない場合は、子どもや保護者の意向を把握しながら、利用できるよう工夫と配慮を行う。
- ウ 日頃から保護者が相談しやすい雰囲気をつくり、子どもの状況を職員全員で把握し、保護者との信頼関係を築く。
- エ 「子育て困った時の相談窓口」等を活用し、保護者からの相談や助言につなげる。
- オ 各専門機関等と連携し、障害等のある子どもの継続的な支援ができるよう保護者と一緒に考える。
- カ 児童館を利用してきた子どもが、18歳以降も地域の居場所として児童館を利用する場合、児童館の運営を担う社会貢献の一環として、児童館ボランティアの登録を行い、利用の継続に配慮する。
- キ 職員は、積極的に研修等に参加し、障害について理解を深められるように努める。
- ク 学童保育クラブ在籍児には、卒所後の生活を見据えて、保護者、担当職員と連携して情報を共有し、切れ目のない支援をする。

（5）保護者への対応

保護者への対応では、子どもの成長や発達の様子を職員と共有し、児童館事業を理解してもらうことが信頼関係を築く上で大切である。

また、児童館活動を通し、保護者同士の交流を図り、地域の中で関わりが持てるような活動の機会を提供することも必要である。保護者の生活や子育てに対する思いを理解し、保護者が孤立しないように、交流の場や相談事業の充実を図る。

〔目的〕

- ア 保護者が抱える子育ての不安や悩み、児童館利用に対する要望を把握し、楽しく子育てができるように支援する。
- イ 保護者の孤立を防ぎ、児童館での保護者の仲間づくりを意識して支援する。
- ウ 保護者に児童館での子どもの様子を伝え、その姿を共有することで、児童館活動への理解を得る。
- エ 保護者同士をつなげ、地域全体で共に子育てをする環境をつくれるように支援する。
- オ 児童虐待防止に取組、保護者の子育てへの不安や課題には、関係機関と協力して継続的に支援する。
- カ 保護者が児童館活動への参加を通して、地域行事にも関心を広げ、PTAや住区住民会議等での活動にかかわることで、子育てに関するネットワークが築けるように支援する。

〔主な取組〕

- ア 児童館活動の周知
 - (ア) 毎月の児童館のおしらせの内容、配布先、インターネットの閲覧方法の周知、掲示場所・期間の工夫
 - (イ) 行事活動・クラブ活動等のお知らせ(不定期)・発表会等の個別のおさそいの発行や配布
 - (ウ) ふらっとネットワークの開催と参加の呼びかけ
- イ 親子で参加できる行事や子育て講座の企画・運営
- ウ 日常的な子育て支援や相談活動
- エ 地域で行われる共催事業への参加や協力の呼びかけ

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 児童館が保護者にとって心地よい居場所になるとともに、保護者の孤立を防ぐために、職員が仲間づくりを意識して働きかけ、保護者同士が子育てを共に支え合えるよう支援する。
- イ 児童館の意義や事業目的、施設条件による部屋の利用方法等を丁寧に説明し、保護者に理解が得られるようにする。
- ウ あいさつや声かけを通し、親子で気軽に遊べる場所になり、児童館での子どもの様子を伝え、子育て相談を実施する中で信頼関係を築く。保護者が無理なく児童館活動や地域に関わっていけるよう働きかける。
- エ 必要に応じて電話やおたより等の個別のお誘いを行い、児童館での子どもの様子を伝え、児童館活動への参加や理解を促す。
- オ 親子行事の開催にあたっては、保護者が参加しやすいよう、内容や曜日・時間帯に

留意する。

- カ 地域の活動に保護者が関わることができるよう、地域の情報の収集・発信を行う。
- キ 日々の関わりの中で、保護者の子育ての不安や悩みに気づき、職員からアプローチするとともに、保護者からの相談については丁寧に対応する。必要であれば、他の関係機関を紹介し、連携して適切に対応する。
- ク 保護者の相談内容については、職員全体で課題を共有し、その後の対応についても職員全体で確認しながら行う。なお、相談に際しては、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

(6) ボランティアへの対応

児童館ボランティアの登録者は、自発的意思に基づき児童館活動へ興味・関心を持った方や、かつて児童館を利用してきた子どもたちが青年として成長した方である。児童館においてボランティアを受け止める意義は、児童館への理解者を増やしていくとともに、地域社会の中でもボランティアとして活動できるよう育成や支援をしていくこととなる。

〔目的〕

- ア 児童館を利用する子どもたちが、利用対象年齢を過ぎた後に、児童館ボランティアとして活動できるよう育成や支援をし、成人となっても児童館や地域団体とのつながりを継続できるようにする。
- イ 地域の方が児童館ボランティアとして、児童館活動に参加できる場を提供する。
- ウ 児童館活動への参加を通して、大人同士をつなげ（橋渡しの役割）、楽しみながら地域団体に活躍できるようにする。

〔主な取組〕

- ア 児童館ボランティアの育成と支援
- イ ボランティアの特技や専門分野、協力を活かした児童館事業の設定
- ウ 児童館ボランティアへの児童館事業と参加する事業についての説明
- エ 児童館ボランティアとして活躍したい利用者や地域の方の発掘と受け止め

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 個人情報への配慮や、子どもの人権を守ること（子どもへの態度、言葉遣い等）等について、児童館の考え方を丁寧に伝える。
- イ 児童館の対象年齢を過ぎた「配慮を必要とする方」については、児童館ボランティアとしての自覚を促し、本人のできる役割を職員も一緒に考え、受け止め、居場所

づくりにつなげる。

- ウ 地域団体や、利用児童の保護者として児童館事業へ運営協力する場合は、児童館ボランティアの登録の対象とはしない。
- エ 面接では、ボランティアとして参加する事業のみならず、児童館事業全体についても丁寧に説明し、理解してもらう。
- オ ボランティアが地域でも活躍の場が持てるよう、児童館は地域団体との良好な関係に努める。
- カ ボランティアとは、個人との関係のみにならないよう、職員全員で関わっていく。
- キ ボランティア活動の四原則を守り、無理のない範囲で関わられるようにする。
(東京ボランティア市民活動センターホームページを参照する)

4 事業形態別活動

児童館は、利用対象別対応の視点を踏まえた上で、子どもや保護者、地域の状況を分析し、目的に応じて、事業の展開を図る。

(1) 日常活動

児童館の各部屋、設備、道具を利用して、子どもたちが自らの欲求や意欲に基づいて、仲間と折り合いをつけながら、児童館内外の遊びや取組を児童館活動の根幹とし、その活動を日常活動という。

[目的]

- ア 児童館が子ども、保護者にとって心地よい居場所にする。
- イ 好きな遊びや活動を楽しむ場とする。
- ウ いろいろな遊びや活動を準備し、遊びの楽しさを伝えるとともに、子どもの遊びへの意欲を引き出す。
- エ みんなで遊ぶ楽しさや、仲間への思いやり、判断力、自立心、想像力等、豊かな情操を育てる。
- オ 遊びを通して、様々な仲間関係を広げる場とする。
- カ 伝承遊び等を通して、技術や文化の伝承を大切にする。

[主な取組]

- ア 各部屋での遊びの展開
 - (ア) 遊戯室、図書室、音楽室
ボードゲーム等の静的遊び、読書、楽器遊びを中心とした活動
 - (イ) プレイルーム
ボール遊びや一輪車、卓球等の動的遊びを中心とした活動

- (ウ) 図工室
 - 木工作や紙工作、手芸等の工作活動
- (エ) 幼児遊戯室
 - 乳幼児とその保護者が専有できる部屋及びスペース
- イ 館外での遊びの展開
 - 近隣の校庭、公園等を利用した遊び
- ウ 集団遊び活動（みんなであそぼうタイム等）
 - (ア) 子どもの思いを受けて行う遊び
 - (イ) 職員が意図して子どもに提供する遊び
- エ 種類や時間を設定した遊び（一輪車タイム、卓球タイム、はねつきタイム等）
- オ 昼食場所の提供
- カ ランドセル来館事業

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 各部屋に担当の職員を配置し、子どもたちに心地よい空間をつくる。子ども一人ひとりを丁寧を受け止めていくことを基本とする。一人で過ごしたい子、周りの子が遊んでいる様子を見ていたい子等、いろいろな形の過ごし方を受け止めていく。
- イ 各部屋の運営は、限られたスペースの中で、利用方法を工夫し、子どもたちが気持ちよく利用できるよう配慮する。
- ウ 遊びを決める場合には、人数や子どもの状況を踏まえ、子ども同士の関わり合いを大切に、話し合いや譲り合いをしながら、遊びを考えていくよう働きかける。
- エ 異年齢の関わりを大切にし、子ども同士の教え合い、思いやり等を大切に、仲間づくりを意識して働きかける。
- オ 図工室では、物のつくり方や怪我のないよう正しく安全な道具の使い方、材料の大切さ、自分でつくったもので遊ぶ楽しさを伝え、子どもの発想力や創造力を大切に
- カ 伝承遊びや音楽遊びでは、伝統技術の伝え合いや教え合いのできる遊びを展開する。
- キ 種類や時間を設定した遊びを展開する時は、子どもの状況に合わせて、目的やねらいを明確にして設定する。
- ク 職員が子どもの状況を見て意図的に遊びを提起し、集団遊び活動の時間を設けるようにする。遊ぶ内容、曜日、時間を恒常的な時間割のような遊びで設定するだけでなく、子どもたちと相談して遊びを決めていくことも大切にする。また、みんなで遊ぶことを意識して、子ども同士折り合いをつけながら、最後まで遊べるように配慮する。
- ケ 遊びや活動の過程で生じる問題や課題は、子ども自らが解決できるよう支援する。

- コ 普段の子どもたちとの何気ない会話や子どもたちのつぶやきを職員が丁寧に受け止め、子どもたちの思いを児童館運営につなげられるようにする。
- サ 館外での活動は、子どもたちの生活している児童館周辺の地域状況や環境を把握する。
- シ 小学生以上の昼食利用は、安全面や衛生面、子どもの誤食を避ける等の理由から職員を配置する。

(2) 行事活動

テーマを持って意識的に準備し、利用者の対象別にねらいを持って取組、日常活動の集約や節目となる活動を行事活動という。

〔目的〕

- ア 行事活動は、子どもたちの自発的な取組を尊重し、企画や計画段階から参加することで、みんなで協力してつくり上げる共同作業を意識し、達成感や充実感を体験する。
- イ 活動を通して、児童館の楽しさを伝え、仲間づくりを進めていくことで、日常の来館につなげる。
- ウ 保護者や地域の方に行事活動への参加や協力の機会をつくり、子どもたちが様々な世代の人と触れ合うことで、児童館活動の理解を広げる。

〔主な取組〕

行事活動を下記のように、行事を展開する上で意識すべき視点による項目分けを行った。行事活動は様々なねらいを持って取り組むため、分類した項目は行事によって重複するものもある。

- ア 子どもが参画する行事
- イ 保護者や地域団体と関わりのある行事
- ウ 職員が企画、運営する行事
- エ 子どもの日常の遊びや様子からつくりだす行事
- オ 館外行事
- カ 行事にかかわる子どもたちや保護者、地域団体との話し合い及び準備活動
行事例：児童館まつり・一年生歓迎会・平和祈念行事・テーマ工作・クッキング・あそびのつどい・読み聞かせ会・季節行事・外遊び等

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 児童館として、なぜその行事に取り組むのか、目標や目的を明確にする。

- イ 子どもたちが何に興味を持っているのかを把握し、計画に取り入れられるように意見や要望を聞く機会を設け、行事や内容に反映させる。
- ウ 子ども同士が関わりを持ち、協力し合えるよう職員が声かけ等を行う。
- エ 行事を通して、活動する子どもたちの姿や活動内容を保護者に見てもらい、児童館活動や子どもたちへの理解が深まるように働きかける。なお、地域団体とは、必要に応じて、連携・協力する。
- オ 保護者、地域団体との関わりについては、行事の運営に携わってもらうなかで繋がりを深めていく。
- カ 行事に取り組む場合は、各部屋の機能を活かして、部屋相互に連携を図る。活動により一般利用に制限が生じる場合は、事前に利用者へ周知と理解を得る。
- キ 行事を通して児童館事業の PR を行い、児童館に足を運ぶきっかけづくりとする。

(3) クラブ活動

子どもたちの興味・関心や職員の意図的なねらいをテーマとして子どもたちが集まり、継続的に取り組む活動をクラブ活動という。

〔目的〕

- ア クラブ活動を通して、仲間関係を築く。
- イ 興味・関心を引き出し、仲間と一緒に創意工夫して活動する。
- ウ 活動を通して、楽しさや満足感、達成感を引き出す。
- エ 集団活動を通して、自主性や社会性、豊かな人間性をはぐくむ。

〔主な取組〕

- ア クラブ活動の展開
活動例：太鼓クラブ、編み物クラブ、実験クラブ、一輪車クラブ、ダンスクラブ、鉄道クラブ等
- イ クラブ活動を通して、地域団体との関わりをつくる。
地域活動や行事等への参加
- ウ クラブ活動を通じた児童館活動への参加
- エ クラブ活動を通じた保護者との関わりをつくる。
懇談会の開催、お知らせの配布等

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 技術の習得や向上だけでなく、みんなで協力し、ひとつのことを成し遂げることを大切に、活動のねらいを参加する子どもや保護者に丁寧に伝えていく。
- イ 取組の成果を、児童館や地域の中で発表する機会をつくる。

- ウ クラブ活動での子どもの様子を伝え、保護者の児童館事業への関わりを促す。
- エ 地域で活躍する方々の特技等を活かした活動を行ったり、近隣の中学校、高校等に協力を依頼したりして、地域の特色やつながりも大切にする。地域からの協力者に依頼する場合は、クラブ活動のねらいや、子どもたちの興味・関心・ニーズ等を伝え調整する。
- オ 子どもたちの好きなことや遊びをクラブ活動につなげられるようにする視点を持ち、既存のクラブ活動にとらわれず、新たなクラブ活動の展開をつくっていく。

(4) 相談活動

様々な悩み等を抱えている子どもや保護者の心の負担の軽減を図るために、職員が、傾聴・共感・受容に努め、聞き役や話し相手となり、必要に応じて関係機関と連携・協力等し、ソーシャルワークを展開することを相談活動という。

[目的]

- ア 子どもや保護者、子育て家庭の孤立を防ぐ。
- イ 子どもや保護者の生活や子育てに関する悩みを受け止め、必要に応じて関係機関と連携・協力等を図り、一緒に考えることで解決へ導く。

[主な取組]

- ア 児童館を利用する、乳幼児の保護者、小学生から中高生の子どもとその保護者への対応（傾聴・共感・受容）
- イ 学校や関係機関と連携・協力し、子どもたちの現状の情報交換や問題や課題についての懇談会の実施
- ウ 事例によっては、子ども家庭支援センター、スクールソーシャルワーカー等、児童相談所と連携した問題・課題の改善や、必要に応じた保護者への適切な専門機関の紹介
- エ 職員間における、気になる子どもや保護者についての情報共有
- オ 主任児童委員等との、子どもや保護者にかかわる情報交換や情報共有
- カ オンライン相談

[留意点及び配慮事項]

- ア 日頃から子どもや保護者と話す機会をつくり、子どもや保護者の孤立を防ぐために、遊びや活動をとおして話しやすく相談しやすい環境、関係づくりに努める。
- イ 子ども、保護者の様子や周りとの関係に留意し、様々な形で発信される兆候を見逃さずに、問題や課題の早期発見に努める。
- ウ 悩んでいる子どもや保護者の話を傾聴、受容し共感することを大切にする。

- エ 相談内容を記録し、職員間で共有する。なお、相談に際しては、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。
- オ 相談内容によっては、必要に応じて、関係機関につなげ、連携・協力をする。
- カ 主任児童委員が児童館に設置している「ふれあい（くろめちゃん）ボックス」について、必要に応じて主任児童委員との連携を図る。

（５）移動児童館

近隣に児童館のない地域に対して、その地域の学校・公園・住区センター等の施設を利用して、児童館利用対象者である１８歳までのすべての子どもに対応する事業を、移動児童館という。

〔目的〕

- ア すべての児童館のない地域に出向いて児童館事業を行い、児童館利用対象者がその地域においても、事業に参加できるようにする。

〔主な取組〕

- ア 乳児から中高生まで対応できる遊具や書籍、工作材料等を専用車に積み、近隣に児童館のない地域に出向いて児童館事業を行う。

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 地域の状況を把握しながら、対象年齢に偏りが生じないように事業を運営する。
- イ 近隣に児童館のない地域内の学校・公園・住区センター等を実施場所とし、地域団体・関連機関と連携しながら事業を行う。
- ウ 移動児童館は、公営児童館に担当職員を置き、実施運営を行う。
- エ 近隣児童館や当該地域の単独学童保育クラブ、民営学童保育クラブ、ランランひろば等と連携を図って進める。
- オ 地域団体・関係機関と情報交換や情報共有を図る。また、近隣に児童館のない地域に児童館が日常にかかわることが難しいため、地域の子どもの居場所について、地域団体とともに考えていく機会をつくる。

（６）出張児童館

児童館事業のうち、施設外（以下 館外）で行う児童館事業を出張児童館とする。

〔目的〕

- ア 同一小学校区、近隣に児童館のない地域の近隣小学校区で児童館活動を実施する。
- イ 館外で児童館活動を実施することで児童館事業のPRを行い、楽しさを伝え、児童

館利用の促進を図る。

- ウ これまで、近隣に児童館のない地域で行ってきた出張児童館は、保護者や地域団体・関係機関からも一定の評価を受けていることから、移動児童館と連携し、事業を継続する。

〔主な取組〕

- ア 同一地域内の小学校、公園、住区センター等の館外施設で実施する児童館活動を出張児童館と位置付ける。
- イ 児童館の楽しさを伝える活動を行い、児童館活動のPRを実施する。
- ウ ランランひろばと連携し、ランランひろば実施場所で工作活動や伝承遊び等の活動を行う。

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 地域の状況を把握しながら、対象年齢に偏りが生じないように事業を運営する。
- イ 移動児童館と近隣に児童館のない地域への出張児童館については、連携して対応する。
- ウ 出張児童館の実施運営にあたっては、ランランひろば事業者と連携し、地域の実情に合った事業を実施する。
- エ 近隣児童館や当該地域の単独学童保育クラブ、民営学童保育クラブと連携を図って進める。
- オ これまで実施してきた近隣に児童館のない地域の出張児童館にあたっては、引き続き地域団体・関係機関や保護者と情報交換や情報共有を行い、連携・協力する。
- カ 児童館事業を館外で行い、児童館事業の展開を拡げる。館外活動の中で、地域の実態を把握し、児童館活動の充実、子どもや子育て家庭への支援を図る。

(7) 地域活動

子どもが安全・安心に過ごすことができるように、保護者や地域の方々と連携・協力しながら、子どもの育ちを支える活動を活性化させ、地域の子育てネットワークづくりに努めていくことを地域活動という。

〔目的〕

- ア 子育て家庭が孤立することなく、安心して子育てができるよう、地域の中で支えあいの輪をつくる。
- イ 地域社会全体で一人ひとりの子どもの育ちを支え、地域の子育て力が向上するよう支援する。
- ウ 地域団体・関係機関との関わりを深め、子育てネットワークを築く。

エ 地域の大人と子どもの関わりが深まるよう支援する。

〔主な取組〕

- ア 地域団体の活動への参加・協力
- イ 地域団体・関係機関の会議等への出席や懇談会の開催
- ウ ふらっとネットワークの開催
- エ 地域の健全育成団体の支援
- オ こども青少年事業担当者連絡調整会の開催
- カ 児童館目的内利用の受け入れ
- キ 地域の学童保育クラブ（併設・単独）との連携
- ク 児童館等を拠点とする地域組織活動との連携・協力

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 地域の子育てネットワークが築けるよう、学校・地域団体・関係機関との連携・協力を推進する。
- イ 学校・地域団体の懇談会等に積極的に参加する。
- ウ 児童館で懇談会を実施するにあたっては、子どもたちの様子や課題について、情報や対応策を共有する。なお、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知りえた事柄の秘密保持に留意する。
- エ 児童館への地域の理解を深めるために、会議等で実践や活動を伝えていく。また、地域の方々が児童館へ相談しやすい雰囲気作りに努める。
- オ 学童保育クラブ在籍児が、卒所後の居場所のひとつとして児童館を利用できるように、地域にある学童保育クラブと連携し、児童館活動を体験する機会をつくる。

(8) 子育てふれあいひろば

目黒区地域子育てふれあいひろば事業実施要綱に基づき、児童館で地域子育てふれあいひろば事業を実施する。

〔目的〕

- ア 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化等、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の保護者の孤独感や不安感の増大等に対応する。
- イ 地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。

〔主な取組〕

- ア 乳幼児と保護者への遊びの提供
- イ 子育て相談
- ウ 子育て講座の開催
- エ 子育て情報の発信
- オ 子育て自主グループに対する支援、グループ相互の連携支援
- カ 上目黒住区センター児童館における子育てふれあいひろば（ひろば型）
- キ 子育てふれあいひろばへの妊婦の見学

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 乳幼児と保護者が安心して遊べる環境を整え、乳幼児、保護者同士の交流が図れる仕組みとする。
- イ 一人で子育てに悩む保護者を一人でも減らすために、保護者に寄り添い信頼関係の構築に努め、気軽に相談できる環境をつくる。
- ウ 母親だけでなく父親も参加しやすい事業の充実を図る。事業を通して父親の育児参加や父親同士のつながりを深める。
- エ 利用する保護者の要望を把握し、区内子育てふれあいひろば等と連携し、情報を発信する。
- オ ほ・ねっと ひろば、子ども家庭支援センター等と連携し、子育てネットワークの充実に努める。
- カ 上目黒住区センター児童館は、専用室を整備し、ふれあいひろば相談員を配置する。
- キ ふれあいひろば専用室の無い児童館は、乳幼児室等を活用し、子育てふれあいひろば事業を展開する。

第3章 学童保育クラブ保育指針

1 学童保育クラブの目的

目黒区の学童保育クラブは、区内在住または在学の小学1年生から6年生までを対象とし、保護者等の就労・病気・看護・就学等により、昼間家庭での適切な保護・育成ができない家庭に、下記の3点を目的に運営する。

- (1) 子どもの安全・安心な生活の場を確保する
- (2) 子どもの生活と遊びを支援することで、子どもの健全育成を図る
- (3) 保護者が安心して働き続けるために、子育て家庭の就労等を支援する

2 学童保育クラブの役割と機能

(1) 保護者等の就労・疾病等の家庭における子どもたちの放課後及び学校休業中の生活を保障する

学童保育クラブは、保護者等の就労・病気・看護・就学等の理由から、保護者が恒常的に家庭にいない子どもたちの生活の場であり、子どもの権利に十分に配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行うことが必要である。そして、子どもが学童保育クラブの生活に主体的に関われるよう意見を述べることや、活動に参加できるようにしたりしながら、集団全体の生活を豊かにすることが大切である。

また、遊びや仲間同士の関わりの中で、自主性・社会性・創造性を養い、基本的な生活習慣の習得や、自立に向けての年齢・発達段階に応じた支援を行う。異年齢の集団生活の中で相手を思いやり、支え合い、学び合う体験等、様々な体験を通して健やかな成長発達を促す。

(2) 保護者の働く権利を支援するとともにワーク・ライフ・バランスを推進する

学童保育クラブは、子どもの生活、活動状況を家庭に伝え、保護者と共感を持つことで信頼関係を築き、ワーク・ライフ・バランス(子育てと仕事の調和)の実現を目指し、保護者が安心して働き続けるための役割を担う。

また職員は、働きながら子育てをする保護者の気持ちに寄り添い、身近な相談相手となり、保護者が安心して子育てに向き合えるように支援することで、児童虐待防止の啓発を行う。

学童保育クラブの開所日・開所時間は、できる限り保護者の勤務日・勤務時間等に配慮する。土曜日・長期学校休業日、自然災害(台風等)による臨時休校や時差登校等にも対応する。

(3) 家庭・学校・地域と密接に連携・協力を図り、子育てネットワークの一端を担う

学童保育クラブは、家庭・学校・地域とそれぞれの責任と役割を明確にしながら、

共に連携・協力して子育て家庭を支援する。家庭・学校・地域との情報共有や情報交換に際しては、個人情報の保護や秘密保持について十分な配慮を行い、信頼関係を築きながら、地域の子育て・子育て等の問題に適切に対応する必要がある。

また、学童保育クラブの卒所（※2）後は、地域の中で子どもたちが生活していくことから、事故・犯罪・災害等から子どもたちを守るため、地域との関係づくりを丁寧に行い、情報を発信し、連携・協力して安全を確保していく取組を通して、地域コミュニティ形成の一端を担う。

さらに児童虐待や、特に配慮を必要とする子どもに対して、福祉的支援や発達・発育に専門的支援が必要な場合は、子ども家庭支援センターや児童相談所等の関係機関や学校と連携を図り、対応することも大切な役割である。

※2 保育指針の中での「卒所」とは、自ら考え生きる力をつけることや、仲間関係を築く力をつける等、職員が保育の中で目指すべき子ども像を含んでいる。児童の在籍期間に関わらず、学童保育クラブの生活を終え、新しい生活に踏み出す時点のことを指す。

3 子どもの発達段階を踏まえた配慮

令和3年度より学童保育クラブにおける利用対象学年を区内全施設にて拡充した。そのため、発達段階を踏まえた学童保育クラブでの遊びや生活づくりにおいては、(1)高学年も含めた生活づくりへの配慮、(2)子どもの発達段階の知識を備えて、個々の子どもたちを見立て学童保育クラブの生活を組み立てる視点が大切である。

育成支援にあたっては、放課後児童クラブ運営指針第2章『事業の対象となる子どもの発達』を参照して取り組む。巻末【指針注釈資料編】に転載してあるので参照する。

(1) 生活づくりへの配慮

学童保育クラブは、幼児期と思春期の間に位置する学童期（6歳から12歳まで）の時期であり、学童保育クラブに在籍する児童の年齢に幅がある。

異年齢の子どもたちが共に生活するという事は、遊びや当番活動等、あらゆる場面で伝えあったり、教えあったりといった関係がある反面、縦の関係がそのまま力の関係になってしまうことも考えられる。そのため、職員は子どもの個人差も考慮しながら、一人ひとりの発達段階を踏まえるとともに、子どもたちが見通しをもって過ごせるようにする。子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な営みを大切に、生活づくりを行う。

(2) 児童の発達段階を踏まえた職員の配慮

児童期は、幼児期の発達的特徴を残しつつ、思春期・青年期の発達的特徴の芽生え

が見られる時期となる。子どもの発達は行きつ戻りつの繰り返しを経ながら進行しており、各発達段階において課題がある場合には、その後の発達にも影響が生じる可能性がある。

子どもの育ちに影響を及ぼす要因(虐待・貧困・養育能力の低下等)により、特別な配慮が必要な子どもを見落とすことがないように、育成支援を行うことが必要である。子どもたちが学童保育クラブに安心して、自ら通い続けられるよう、また、職員は日々の生活を共にしながら一人ひとりと信頼関係を結び支援できるよう、自己研鑽に励み、発達段階を踏まえた生活づくりをしていくことが求められる。

特に高学年の子どもたちは、身体的発達と心理的発達の変化を伴う思春期を迎えることから、職員は発達の特徴を理解することに努め、受け止めていく必要がある。学校と家庭の中間に位置する学童保育クラブは、子どもたちにとって一定の枠がある中での自由な放課後である。子どもたちの自由な発想とともに、安全と安心を保障し、充実した放課後の生活を過ごすことができるように活動を組み立てていく。

4 活動内容

学童保育クラブでは、子どもの発達段階を理解し、目的・役割・機能を踏まえた上で、子ども・保護者・地域の状況を分析し、12項目の活動に基づいて、育成支援を行う。

(1) 学童保育クラブでの遊び

学童保育クラブでの遊びは、身体的行動力を促進させ、いたわりや思いやりの心をはぐくみ、子どもの成長にとって、大きな役割を果たしている。

子どもたちが異年齢の中で、自発的、個性的、創造的な遊びをしながら、仲間との結びつきを深められるように遊ぶ時間を確保する。

〔目的〕

- ア 遊びを通して、子どもの情緒の安定を図る。
- イ 遊びを通して、子どもたちが仲間関係を築き、職員と信頼関係を築くことで学童保育クラブに楽しく通えるように支援する。
- ウ 異年齢集団の遊びを通して、いたわりや思いやりを持ち、お互いを認め合える関係を育てる。

〔主な取組〕(※3)

- ア 子どもが主体的に行う遊び、職員が意図して展開する遊び
- イ 自由時間における遊び(自由遊び)、保育プログラムにおける遊び
- ウ 一人遊び、集団遊び(小集団での遊び、全員参加の全体遊び)

- ※3 遊びの種類が多岐にわたるので、遊びを上記のとおり、ア「展開の主体」イ「保育プログラム」ウ「人数の規模」の3つの軸で分類した。個々の遊びの要素を3つに分けて捉え、保育状況として分析し、どう展開するべきか考える。様々な遊びに取り組む中で、偏ることなく、すべての要素を含むように意識的に展開する。

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 自由遊びでは、子どもの自主性を尊重する。一人遊びをはじめとして、子ども同士が関わる遊びを通し、仲間関係を組み立て、自信と意欲を引き出せるよう支援する。
- イ 子ども一人ひとりの思いに寄り添い、興味・関心を探りながら、子ども自身が遊びを自由に組み立てられるよう支援する。
- ウ 子どもたちが毎日楽しく通い続けられるように、一人遊びも受容する。
- エ 保育プログラムとして、職員が意図して集団遊びを展開する場合は、子どもの気持ちを尊重し、また、発達段階に配慮し、展開する。
- オ 集団遊びでは、子ども同士のつながりを大切に、仲間関係を深められるよう助言する。また、子ども同士でチームプレイや作戦を考える等、仲間を意識させる機会をつくる。
- カ 身体を動かす遊びや静かに過ごす遊び、いろいろな遊び(伝承遊び等)を提供し、遊ぶ楽しさを伝え、学童保育クラブに通う意欲を高める。
- キ 職員は自ら遊びを楽しむ姿を見せ、遊びを展開する。子ども一人ひとりの発達段階を理解し、楽しめるような遊びを伝える。
- ク 遊びを通して、遊びのルール等を子どもたち自身で考え、子どもが自ら危険を回避する力を身につけられるよう支援する。
- ケ 安全・安心に遊びを楽しむために、遊ぶ時間や場所を確保し、環境整備や遊具類の安全点検を行う。

(2) 館外活動

館外活動は、地域の遊び場に出て、いろいろな発見をし、遊びの選択肢を増やしていく機会をつくる。また、活動場所への移動では、交通ルールを守り、交通機関を利用する等、社会体験を通して、社会性が身につくようにする。

〔目的〕

- ア 地域の身近な公園、校庭等で行い、地域を知るとともに、地域の子どもたちと触れ合う機会とする。
- イ 公園や遠足等外へ出かけ、四季折々の中で季節の変化を感じ、自然と触れ合いながら感性を豊かにする。
- ウ 博物館や科学館等の施設を見学し、学習体験や社会体験を通し、社会性をはぐくむ

機会とする。

〔主な取組〕

ア 活動内容

外遊び、遠足、デイキャンプ、区内学童保育クラブとの交流、地域行事等

イ 活動場所

公園、児童館、ランランひろば（ランドセルひろばを含む）、学校開放、公共施設等

〔留意点及び配慮事項〕

ア 日常活動の中で、地域で利用可能な公園や施設（豊かな自然が享受できる場所や安全・安心に遊びができる場所）等を調査し、自然に親しむ機会として積極的に館外活動を取り入れる。

イ 地域の子どもたちと一緒に遊ぶことで交流を図り、仲間や遊びの広がりを持たせる。一緒に遊ぶ子どもたちの安全配慮もする。

ウ 入場料や交通費がかかる場合は、保護者の金額負担が大きくなるよう配慮する。

エ 公共施設や交通機関を利用する場合は、公共マナーを事前に子どもと確認する。

（3）創造活動

学童保育クラブは、子どもの発達段階に応じて、創造する楽しさを深め、自由に表現する楽しさを体験できるような活動を計画する。

〔目的〕

ア 物づくりを通して、喜びや楽しさを体験し、子どもたちの豊かな発想を育てる。

イ 自由な表現活動を通して、子どもたちの思考力や想像力を養う。

〔主な取組〕

ア 日常的な活動

自由工作、職員が提供する工作、ごっこ遊び等から生まれる造形、ブロック遊び、メッセージカードづくり等

イ 行事に向けての活動

お楽しみ会等の活動企画（手づくりコーナー、縁日等の品物制作）

〔留意点及び配慮事項〕

ア 子どもの感性や発想を大切に、創造活動を計画する。

- イ 子ども同士が、お互いの発想を認め合えるようにする。
- ウ 行事に向けた活動では、目的・役割・取組みの見通しをわかりやすく子どもたちへ伝え、活動に主体的に関われるよう支援する。
- エ 物づくりは、子どもたちとともに楽しむ気持ちを持ちながら、つくり方を工夫し、安全面に配慮した素材や道具を選定する。
- オ 素材や道具の正しい使い方、大切に扱うことを身につけられるように支援する。

(4) 行事活動

学童保育クラブの行事は、子どもたちが主体的に取組、伝え合い、教え合い、学び合いを経験しながら、子どもたちの生活が豊かになるよう取り組む。

活動を通して、達成感を得ることで、自信や思いやり、人と関わる力等を育てる。

[目的]

- ア 子どもたちが行事を通して、仲間と協力し、教え合うことや主体的、計画的に進められるよう支援する。
- イ 保護者に家庭では見ることができない子どもたちの仲間関係を知ってもらう機会とする。また、保護者同士の交流や職員と保護者がつながる機会とする。
- ウ 地域の子どもたちや大人と交流する機会を通して、地域における子どもの見守り活動につなげる。
- エ 日本の伝統的、文化的、季節的行事を体験し、子どもたちの豊かな生活をはぐくむ。

[主な取組]

- ア 日常の遊びを集約発表の場とした行事
誕生会、ゲーム会、クラブまつり等
- イ 保護者との関わりを深める行事
新入生歓迎会、親子交流会、クラブ間交流会、進級お祝い会等
- ウ 地域にある行事や地域との関わりを広げる行事
住区まつり、児童館まつり、地域の季節行事、地域開放事業等
- エ 伝統的、文化的、季節的行事
伝承遊び、節分、七夕、平和祈念行事等

[留意点及び配慮事項]

- ア 子どもたちの発達段階に適した活動を計画的に取り入れる。
- イ 活動を通して、子どもの興味・関心を引き出し、子どもが積極的に意見を発信し、反映できるよう支援する。
- ウ 活動では、仲間関係を広げながら主体的に取り組む過程を大切にする。準備・練習

- を重ねた子どもたちが、達成感を味わえるような場を設定する。
- エ 保護者や地域に行事の内容や主旨を伝え、参加してもらえよう働きかけを行い、保護者と地域がつながる機会とする。
 - オ 伝統的、文化的、季節的行事は、継承されてきた行事の持つ意味を知り、その伝承について、子どもたちが楽しみながら理解できる体験の場とする。
 - カ 卒所後の生活を見据え、卒所した子どもたちにも学童保育クラブの行事等に参加を呼びかけ、異年齢間のつながりを深める。

(5) 社会性や自主性を高める活動

学童保育クラブの生活で、子どもが仲間関係をつくりながらコミュニケーション能力を育て、自発的に考え、行動できるように支援し、社会性や自主性を身につける。

〔目的〕

- ア 子どもたちが集団生活の中で協力し合って過ごす力を養う。
- イ 子ども一人ひとりが興味・関心・意欲を持ち、自発的に行動できる力を育てる。

〔主な取組〕

- ア 社会性を高める活動
話し合い活動、当番活動、班活動、館外活動
- イ 自主性を高める活動
遊び、行事活動、学習

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 集団生活を送るために必要な約束や役割の大切さを丁寧に伝え、子どもたちと一緒に考える。
- イ 話し合い活動等は、子どもたちがお互いを認め合い、みんなで考えて決めていくよう働きかける。また、意見を出しやすい環境をつくり、少数意見も反映されるよう配慮する。
- ウ 自発的に考え、行動したことの成果を認め合い、次への意欲につなげる。
- エ 子どもたちに、めあて、見通しを持たせ、学童保育クラブの生活や取組の中で学年ごとの役割を意識する等、子どもが主体的に行動する力を引き出す。

(6) 基本的な生活習慣を身につける活動

学童保育クラブの生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を身につける。

〔目的〕

- ア 日常生活や卒所後の生活を見据え、家族や社会の一員としての役割が担えるように、一人ひとりの生活力を高める。
- イ 日常活動において、集団生活におけるマナー、あいさつ、正しい言葉づかい等を身につける。

〔主な取組〕

- ア 身辺自立
衣服の着脱及び調整、ロッカー等の自分の身の回りの整理整頓等、時間の意識づけ
- イ 衛生面の自立
手洗いの習慣づけ等
- ウ 当番活動
おやつ準備、片づけ、掃除、あいさつ係等
- エ 道具、遊具の後片付けや整理整頓
- オ 日常のあいさつ・言葉づかい

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 基本的な生活習慣を身につけることが、心身の健康と豊かな生活につながることを、子ども自身に理解させ、主体的に生活できるよう日々の積み重ねの大切さを伝える。
- イ 様々な場面や機会を、「基本的な生活習慣を身につける活動」ととらえる。
- ウ 学童保育クラブでの生活が、家庭生活と結びつくよう、保護者に働きかける。

(7) 食に関する活動

準備や後片付け、食事のマナー等、基本的な食習慣を身につけるとともに食事や調理に関心をもたせる。調理器具の安全な使い方や、衛生面の注意点等について学ぶ。

〔目的〕

- ア おやつや昼食を通して仲間と一緒に食べたり、調理活動をしたりすることで、仲間や職員との関係を築き、楽しい時間となるようにする。
- イ 家族の一員として協力できるよう、調理器具の安全な使用方法や、衛生面の注意点を学ぶ。卒所後にも継続して行えるよう、生活力を身につける。
- ウ 手洗い、準備、片づけ、食事の姿勢やマナー等を身につける。
- エ 旬の食材や、季節行事に合った食べ物を提供し、食文化や四季を感じる機会とする。

〔主な取組〕

- ア おやつを提供

- イ 昼食
- ウ 調理活動

〔留意点及び配慮事項〕

- ア おやつを提供は、補食の役割の観点から状況に応じて内容や時間、量を考える。
- イ 食物アレルギーや、宗教による食事制限がある児童が、外感を持つことがないように、メニューや食材選びに配慮する。
- ウ 仲間と食べるとおいしいという気持ちを育み、苦手な物にも挑戦できる雰囲気をつくる。
- エ あいさつ等を行い、生産者や食べ物への感謝の気持ちを持つ機会とする。
- オ 調理活動を通して、食や調理に興味関心をもち、基本的な知識や技術を身につける。調理活動は定期的に行い、季節や食文化を感じられるメニューにする。
- カ 調理活動では、調理器具や機の配置等、安全に行える環境設定を行う。
- キ 衛生管理や保管方法を子どもたちに伝える。
- ク 子どもたちが自分たちでメニューを考え、地域の店に買いものに行く等、楽しめるよう工夫する。
- ケ 子どもによる買い物行う場合は、食材の購入を通して、物の価値、お金の使い方を伝える。

(8) 学習とその習慣づくりの活動

子どもたちが宿題や学習等を自主的、継続的に取り組めるよう環境を整備し、習慣づくりに必要な支援を行う。

〔目的〕

- ア 子どもが自主的に学習に取り組める環境整備と学習意欲を育てる。
- イ 日常生活や卒所後の生活につながる学習の習慣づけを行う。

〔主な取組〕

- ア 学習時間の設定
- イ 学習環境の整備

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 学習時間や学習場所については、放課後の滞在時間、長期休業中等、子どもたちの状況に応じて設定し、落ち着いて取り組める環境をつくる。
- イ 子どもたちの生活の中で、宿題や課題に自主的に取り組めるように、適切な言葉かけや動機付けを行う。

- ウ 卒所後の生活の視点を持ち、保護者と適切な内容や量を相談する。
- エ 学習面の個別課題は、保護者や学校と相談し、必要な支援を考える。

(9) 障害のある子どもへの対応

障害のある子どもにとって、学童保育クラブは、同世代の子どもたちと過ごす集団生活の場である。共に成長できるよう、見通しを持って計画的な支援を行うことが、学び、育ち、理解を深める。

継続的な支援を行うために、障害のある子ども一人ひとりについて、学童保育クラブの状況や育成支援の内容を記録し、切れ目のない支援を目指す。

職員は、障害に関する理解と知識を向上させるため、障害のある子どもの育成支援について、事例検討を行い、学習会や研修等を通して障害の理解を深める。

障害のある子どもの学童保育クラブへの入所については「障害児対応基準」、医療的ケア児の受け入れについては「目黒区学童保育クラブ医療的ケア児受け入れに関するガイドライン」を踏まえ、施設や設備の改善、職員配置に配慮し、受け入れを行う。

障害者差別解消法に基づき、障害を理由として差別されないことがないよう、必要かつ合理的配慮（障害のある人が困ることをなくしていくために、周りの人や公共施設等がなすべき無理のない配慮）を行う。

〔目的〕

- ア 一人ひとりの特性や個性を尊重し、子どもの健全な育成を図る。
- イ 子ども同士の生活を通して、共に成長できるよう、適切な配慮と環境整備を行い、育成を図る。

〔主な取組〕

- ア 自由遊び、全体遊び、集団遊び、当番活動、行事に向けた取組等
- イ 児童館との関わり
日常の利用、あそびのつどい等行事への参加
- ウ 日々の子どもの状況や育成支援内容を記録
障害児月別報告書の作成
- エ 障害のある子どもの育成支援
巡回指導の実施
- オ 学校と連携・協力
特別支援学級、特別支援教室、学級担任
- カ 専門機関等と連携・協力
放課後等デイサービス、児童発達支援センター、移動支援事業者等
- キ 保護者との連携

- 子どもの送迎時の連絡、個人面談・保護者会・保護者懇談会等の実施
- ク 入所時の保育園等への保育参観

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 様々な遊びや活動を通して、子ども同士が一緒に過ごす上で必要な認め合いや思やりのある関係を築いていけるように支援する。
- イ 気になる児童への対応については、「困った子」と見るのではなく、「本人自身が困っている子」と捉え、一人ひとりの成長発達を支援する。
- ウ 障害のある子どもの成長や課題を具体的に把握し、保育内容を検証するため、職員間で話し合い、障害児月別報告書を作成する。
- エ 障害のある子どもの特性を踏まえた支援を行うため、研修等を通して実践検討を行い、障害に関する理解と知識を向上させる。
- オ 職員は、家庭状況等に十分配慮し、保護者からの相談には丁寧に対応する。保護者と子どもの様子を伝え合い、子どもの成長を共感できる信頼関係を築き、更なる支援が必要な場合は、関係機関と連携して対応する。
- カ 学校や関係機関と懇談等を行う場合は、プライバシー保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。
- キ 保護者同士のつながりを深めるため、保護者会や保護者懇談会等を通して、保護者相互の交流を支援する。
- ク 学童保育クラブの入所に際して、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等、保育参観等を通して考察し、保護者と確認をする。
- ケ 卒所後の生活に向けては、子どもの状況に応じて保護者と連携し、適切な取組を計画・実施する。その際、児童館職員と取組方等の情報を共有し、継続的に切れ目のない支援をする。放課後等デイサービスへの移行支援を求められた際は、関係機関と連携していく。

(10) 保護者との関わり

保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるよう支援していくことで信頼関係を築く。また、保護者同士の交流やつながりを広げていけるよう支援し、保護者が組織する団体等と連携を図り、地域の子育てネットワークにつなげる。

〔目的〕

- ア 保護者と職員が子どもの状況について共通認識を持ち、信頼関係を築き、よりよい子育てにつなげる。
- イ 子育ての孤立を防ぐために職員が仲立ちとなり、保護者同士の交流や情報交換を

行うことができるようにする。

- ウ ワーク・ライフ・バランス（子育てと仕事の調和）を推進し、子育てと仕事の調和を実現できるよう、保護者に働きかける。

〔主な取組〕

- ア 出欠席の確認
- イ 子どもの生活や様子を伝える。
送迎時、保護者会・個人面談・連絡帳の活用、クラブ便り等の発行等
- ウ 行事等への参加及び協力依頼
新入生歓迎会、親子交流会、クラブ間交流会、進級お祝い会等
- エ 相談活動
保護者が相談しやすい雰囲気づくり
- オ 学童保育クラブ利用者（保護者・子ども）からの意見要望
目黒区学童保育クラブ利用者アンケート
- カ 保護者が組織する団体への支援（父母会等）

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 子どもの出欠席を事前に確認する。連絡なく欠席した場合には、迅速に対応し、所在確認を行う。また、保護者と情報交換をし、状況を知るきっかけとなるようにする。
- イ 職員は常に保護者と密接な連携を図り、子どもの様子や保育内容を積極的に伝え、相互に理解・協力が得られるよう信頼関係を築く。
- ウ 子どもの状態や家庭の状況を見守り、子育ての悩みや家庭環境の変化等を見逃すことのないように努める。保護者に不適切な養育等が疑われる場合は、子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、適切に対応する。
- エ 行事等、様々な機会を通して保護者同士がつながることの大切さを伝えていく。が子以外の子どもや保護者との関わりを深め、子育ての視野が広がるよう支援する。
- オ 学童保育クラブ利用者アンケートを実施し、保護者や子どもからの意見や要望を踏まえ、保育の質の向上を図る。なお、毎年度の事業総括や事業計画に改善内容を反映させ、保護者会等で伝える。
- カ 保護者が組織する団体と連携を図り、地域の子育てネットワークづくりにつなげる。
- キ 保護者からの相談は、家庭の状態を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、自己決定を尊重しつつ、子どもの最善の利益につながるよう助言をする。

(1 1) 児童館との関わり

日常的な児童館利用や、児童館の行事やクラブ活動等を通して、地域の子どもたちと一緒に過ごし、仲間関係を広げ、豊かな生活体験を味わう。また、卒所後に放課後の居場所として、児童館が利用しやすくなるよう支援する。

[目的]

- ア 児童館が子どもたちの居場所のひとつになるようにする。
- イ 地域の子ども同士、保護者同士の仲間づくりの場とする。

[主な取組]

- ア 日常活動
自由遊び時間に各部屋を利用して遊びや活動参加
- イ 行事活動等での共催及び連携・協力
児童館まつり、平和祈念行事等、単独学童保育クラブ地域開放事業等
- ウ 児童館事業への連携・協力
テーマ工作 クラブ活動、あそびのつどい、ランドセル来館事業、出張児童館、乳幼児活動、ふらっとネットワーク

[留意点及び配慮事項]

- ア 子どもへの対応について児童館職員と情報を共有し、卒所後を視野に入れつつ、連携・協力を図る。
- イ 単独学童保育クラブの子ども・保護者が、児童館の場所を知り、児童館活動を体験できる機会を設ける。

(1 2) 地域との関わり

子どもと保護者が、学校・地域団体・関係機関や地域の方々とよりよい関係を築くために必要な支援をする。

[目的]

- ア 子どもたちの情報を共有し、連携を図ることで、子どもたちの成長を継続的に支援する。
- イ 子どもと保護者の生活について、地域団体と交流を図り、地域団体や地域の方々の理解や協力が得られるようにする。
- ウ 子どもの発達や家庭環境へ対応が必要な場合は、迅速な支援ができるよう、日ごろから連携・協力を図る。

〔主な取組〕

- ア 学校との連携
学校・幼稚園・こども園・学級担任との懇談、相互行事への参加、相互の通信の配布、緊急時対応の把握等
- イ 地域団体、地域の方々とのつながり
行事への参加・協力、住区住民会議への参加、学童保育クラブ行事への招待子ども110番等
- ウ 関係機関との連携
ランランひろば（ランドセルひろばを含む）・保育園・子ども家庭支援センター・主任児童委員・民生児童委員・青少年委員・放課後子ども教室等
- エ 小学校区域を中心とした学童保育クラブとの連携

〔留意点及び配慮事項〕

- ア 子どもや家庭の状況について情報交換をする際は、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。
- イ 学校・地域団体・関係機関、地域の方々に、学童保育クラブの理解を得るための活動を行うと同時に、相互の協力関係を図る。
- ウ 住区住民会議や青少年育成部会等に積極的に参加し、地域団体に運営の内容を適切に説明し関係を築く。
- エ 子どもと保護者が地域とよりよい関係を築けるよう、地域行事に参加・協力する。
- オ 年度で学童保育クラブが変わる可能性もあることから、同一小学校区内にある、他の学童保育クラブとの交流を行い、子ども、保護者、職員が互いに繋がれるよう関係を築く。

【指針注釈資料編】

◆「児童館ガイドライン」より抜粋

第2章 子ども理解

本章では、児童館の対象となる子どもの発達を理解するための基礎的視点を示している。児童館では、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら子どもの育成に努めることが求められる。

1 乳幼児期

乳幼児は、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。

乳幼児は、大人との信頼関係を基にして、子ども同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。特に、乳幼児は遊びを通して仲間との関係性を育む。この時期に多様な経験により培われた豊かな感性、好奇心、探究心や思考力は、その後の生活や学びの基礎となる。

2 児童期

6歳から12歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期との間にあり、児童期と呼ばれる。児童期の子どもは、知的能力や言語能力、規範意識等が発達し、身長や体重の増加に伴って体力が向上する。これに伴い、多様で創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

おおむね6歳～8歳には、読み・書き・計算の基本的技能の習得が始まり、成長を実感する一方で、幼児期の特徴を残している。大人に見守られる中で努力し、自信を深めていくことができる。

おおむね9歳から10歳には、抽象的な言語を用いた思考が始まり、学習面でのつまずきもみられ始める。同年代の仲間や集団を好み、大人に頼らずに行動しようとする。

おおむね11歳から12歳には、知識が広がり、計画性のある生活を営めるようになる。思春期・青年期の発達の特徴の芽生えが見られ、遊びの内容や仲間集団の構成が変化し始める。自立に向けて少人数の仲間ができ、個人的な関係を大切に始める。

3 思春期

13歳から18歳は、発達の時期区分では思春期であり、自立へ向かう時期である。この時期の大きな特徴は、自己と他者との違いを意識しながら、アイデンティティの確立に思い悩み、将来に対して大きな不安を感じることである。児童館は、中学生、高校

生等の子ども（以下「中・高校生世代」という。）が集い、お互いの気持ちを表現し合うことにより、自分と仲間に対して信頼と安心を抱き、安定した生活の基盤を築くことができる。

文化的・芸術的活動、レクリエーション等に、自らの意思で挑戦することを通して、成長することができる。自己実現の場を提供し、その葛藤や成長に寄り添い、話を聴くことで、心配や不安を軽減し、喜びを共有するような役割が求められる。自己効力感や自己肯定感の醸成も自立に向かうこの時期には重要である。

◆「放課後児童クラブ運営指針」より抜粋

第2章 事業の対象となる子どもの発達

放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められる。このため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行う必要がある。

1 子どもの発達と児童期

6歳から12歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期・青年期との間にあり、児童期と呼ばれる。

児童期の子どもは、学校、放課後、家庭のサイクルを基本とした生活となる。

学校において基礎学力が形成されることに伴い、知的能力や言語能力、規範意識等が発達する。また、身長や体重の増加に伴って体力が向上し、遊びも活発化する。

社会性の発達に伴い、様々な仲間集団が形成されるなど、子ども同士の関わりも変化する。さらに、想像力や思考力が豊かになることによって遊びが多様化し、創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

児童期には、幼児期の発達の特徴を残しつつ、思春期・青年期の発達の特徴の芽生えが見られる。子どもの発達は、行きつ戻りつの繰り返しを経ながら進行していく。

子どもは、家庭や学校、地域社会の中で育まれる。大人との安定した信頼関係のもとで、「学習」、「遊び」等の活動、十分な「休息」、「睡眠」、「食事」等が保障されることによって、子どもは安心して生活し育つことができる。

2 児童期の発達の特徴

児童期の発達には、主に次のような特徴がある。

- ものや人に対する興味が広がり、その興味を持続させ、興味の探求のために自らを律することができるようになる。
- 自然や文化と関わりながら、身体的技能を磨き、認識能力を発達させる。
- 学校や放課後児童クラブ、地域等、子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関

わりを経験するようになる。

○集団や仲間で活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。

○発達に応じて「親からの自立と親への依存」、「自信と不安」、「善悪と損得」、「具体的思考と抽象的思考」等、様々な心理的葛藤を経験する。

3 児童期の発達過程と発達領域

児童期には、特有の行動が出現するが、その年齢は固定的なものではなく、個人差も大きい。目安として、おおむね6歳から8歳（低学年）、9歳から10歳（中学年）、11歳から12歳（高学年）の3つの時期に区分することができる。なお、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人ひとりの子どもの発達過程を理解する目安として捉えるべきものである。

(1) おおむね6歳から8歳

子どもは学校生活の中で、読み書きや計算の基本的技能を習得し、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社会的役割を担う中で、自らの成長を自覚していく。

一方で、同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し、葛藤も経験する。

遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分に大きく影響されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。

ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が先に立って行動することが多い。

大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。

その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。

(2) おおむね9歳から10歳

論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳的な判断も、結果だけに注目するのではなく、動機を考慮し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みについても理解し始める。

遊びに必要な身体的技能がより高まる。

同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。言語や思考、人格等の子どもの発達諸領域における質的变化として表れる「9、10歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤がもたらされる。

この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。

(3) おおむね11歳から12歳

学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。

日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性のある生活を営めるようになる。

大人から一層自立的になり、少人数の仲間で「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にようになる。

身体面において第2次性徴が見られ、思春期・青年期の発達の特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。

4 児童期の遊びと発達

放課後児童クラブでは、休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等の取組や、基本的な生活に関すること等、生活全般関わることが行われる。その中でも、遊びは、自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動である。

子どもは遊びの中で、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。そして、遊びを通じて、他者との共通性と自身の個性とに気付いていく。

児童期になると、子どもが関わる環境が急速に拡大する。関わる人々や遊びの種類も多様になり、活動範囲が広がる。また、集団での遊びを継続することもできるようになっていく。その中で、子どもは自身の欲求と相手の欲求を同時に成立させるすべを見いだし、順番を待つこと、我慢すること、約束を守ることや平等の意味等を身に付け、協力することや競い合うことを通じて自分自身の力を伸ばしていく。

子どもは、遊びを通じて成功や失敗の経験を積み重ねていく。子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の間で共有していくためには、大人の援助が必要なこともある。

5 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

放課後児童支援員等は、子どもの発達過程を踏まえ、次に示す事項に配慮して子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中で子ども同士の関わりを大切にしながら育成支援を行うことが求められる。

(1) おおむね6歳から8歳の子どもへの配慮

○幼児期の発達の特徴も見られる時期であることを考慮する。

○放課後児童支援員等が身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在になれるように心掛ける。

○子どもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理する

ために子どもの時間と場所に関する意識にも目を届かせるようにする。

(2) おおむね9歳から10歳の子どもの配慮

- 「9、10歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的变化を伴うことを考慮して、子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるように心掛ける。
- 同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとする、他の子どもの視線や評価に敏感になるなど、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達的特徴の理解に基づいた関わりをする。

(3) おおむね11歳から12歳の子どもの配慮

- 大人から一層自立的になるとともに、子ども同士の個人的な関係を大切にするようになるなどの発達的特徴を理解することに努め、信頼に基づく関わりを心掛ける。
- ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にする。
- 思春期・青年期の発達の特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発育と心理的発達の変化について理解し、適切な対応をする。

(4) 遊びと生活における関わりへの配慮

子どもの遊びへの関わりは、安全の確保のような間接的なものから、大人が自ら遊びを楽しむ姿を見せるというような直接的なものまで、子どもの発達や状況に応じた柔軟なものであることが求められる。また、その時々の子どもの体調や気分によって、遊びの選択や子ども同士の関わり方が異なることを理解することも必要である。

子どもは時に大人の指示を拒んだり、反抗的に見える態度をとったりすることもある。子どもの言動の背景を理解することが求められる。

子どもが放課後児童クラブの中でお互いの役割を理解し合って生活していくためには、子ども同士の中での自律的な関係を認めつつ、一人ひとりの意識や発達の状況にも十分に配慮する必要がある。